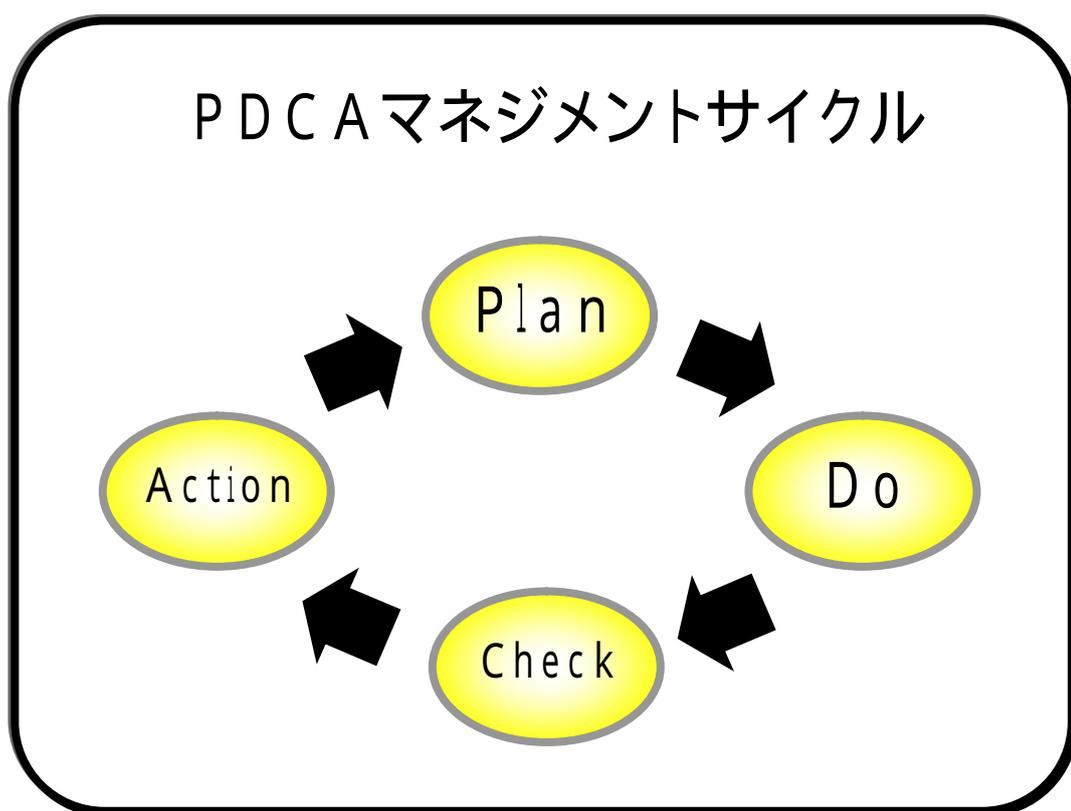


平成 20 年度 行政評価結果報告書

(平成 19 年度事務事業評価結果)



平成 21 年 3 月

厚 木 市

目 次

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 行政評価について | 1 |
| 2 | 平成 20 年度事務事業評価実施基準 | 2 |
| 3 | 事務事業評価結果 | |
| | (1) 平成 20 年度事務事業評価結果概要 | 4 |
| | (2) 評価結果一覧表 | 6 |
| 4 | 参考 | |
| | 厚木市外部評価結果 | 31 |
| | 厚木市行政評価委員会設置規程 | 33 |

行政評価について

行政評価とは、行政活動の点検及び評価を基に行政活動を改善、改革するための手法です。行政評価の手法の一つとして、厚木市では事務事業評価に取り組んでいます。

事務事業評価とは、市政の執行単位である事務事業に対して市民の視点に立った効果的・効率的な行政運営をめざして、市が行う様々な事業について、限られた予算・職員等の有効活用や評価していく過程の中で市民サービスの向上をしていくとともに、職員の意識改革を図るものです。

事務事業評価は、各事業の評価結果を事業所管課へ返し、事業の見直し・改善を図ることを繰り返し、市の経営システムであるP D C A【PLAN(計画) - DO(実施) - CHECK(評価) - ACTION(改善)】を確立させていくものです。

事務事業評価

1 評価の主な目的

- (1) 効率的で質の高い行政の実現
- (2) 説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
- (3) 成果重視の行政への転換
- (4) 職員の意識の向上

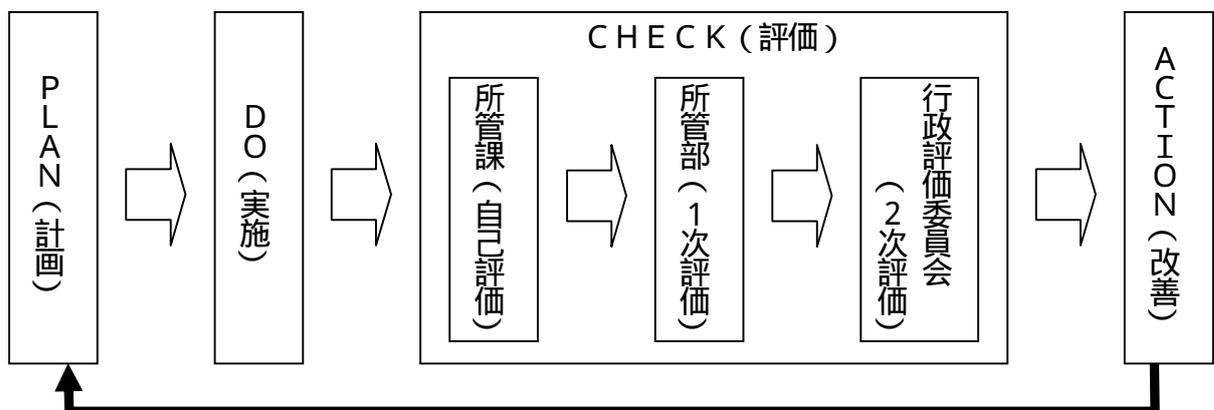
2 評価対象

厚木市総合計画実施計画事業

3 評価方法

評価は、事業を行っている課（自己評価）・部（1次評価）が自ら必要性・優先性・経済性・有効性・公平性の視点で評価を行った後に、副市長を中心とした厚木市行政評価委員会が最終的な判断（2次評価）をします。

評価は、拡大、継続、見直し（改善・統合・縮小）、廃止、完了の5つの段階で評価します。



4 評価結果の活用方法

行政評価の結果は、予算編成や総合計画の実施計画事業の点検等に活用し、行政の透明性の向上と協働のまちづくりを進めるため、公表します。

平成20年度事務事業評価実施基準

1 目的

事務事業評価を行うことで、事業の目的、目標及び人件費を含む事業費を明らかにするとともに、その成果を指標として数値化し、市民の視点に立った成果重視の市政への転換を図り、効率的で質の高い市政を実現し、市民に対する説明責任を全うすることを目的とする。

2 評価対象

事務事業評価の評価対象は、厚木市総合計画の実施計画事業を評価対象とする。

3 評価内容

(1) 事業の実施結果の評価〔事業を実施した時点（平成19年度）の判断〕

事業の実施結果を必要性、優先性・緊急性、経済性・効率性、有効性(代替性・手段手法)、公平性の視点で評価する。

(2) 今後の方向性〔平成21年度以降の方向性〕

事業の今後の方向性は、拡大、継続、見直し（改善・縮小・統合）、廃止で評価し、平成20年度までに事業が終了（完了）する場合は、今後の方向性は「完了」とする。

4 評価者

(1) 自己評価 課長職が行う。

(2) 一次評価 部長職が次長職と協議して行う。

(3) 二次評価 行政評価委員会が行う。

5 実施内容等

平成19年度に実施した事務事業等の事後評価を二次評価まで行う。

6 評価の活用

評価結果は、平成21年度の予算編成、厚木市総合計画の実施計画事業の点検等に活用する。

7 市民への公表

評価結果は、市ホームページ、広報等により市民に公表する。

行政評価（事務事業評価） 「今後の方向性」の定義

| 今後の方向性 | | 説明 | イメージ |
|--------|---------|---|--|
| A | 拡大 | <ul style="list-style-type: none"> 既存事業に事業範囲や数量、メニュー等を上乘せして充実を図るもの。 優先性、緊急性など視点から、拡大（充実）する具体的内容が明確であり、推進計画、政策会議等において、事業拡大が庁内合意されているもの。 一連の事業で、事業の性質上予算が増額となるものは「継続」とする。 例）計画策定（調査 策定）、イベント（準備 本番）、ハード（設計 工事） | <ul style="list-style-type: none"> 予算的な上乘せ 事業範囲の拡大 事業内容の追加 人的な拡大 |
| | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 事業内容など現状の水準を維持し、継続するもの。 | |
| C | 見直し（改善） | <ul style="list-style-type: none"> 事業内容、事業の制度、手法等を見直すもの。 <p>該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動内容等を見直すことで、効果の向上が図れると認められる事業 | <ul style="list-style-type: none"> 内容、制度、手法の見直し |
| | 見直し（縮小） | <ul style="list-style-type: none"> 既存事業の事業範囲や数量、メニュー等を減らすもの。 <p>該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用負担を軽減しても効果が下がらない事業 費用負担を軽減しても市民サービスの低下をもたらさない事業 目的からみて対象が過大であると認められる事業 | <ul style="list-style-type: none"> 予算的な縮小 事業範囲の縮小 事業内容の縮小 人的な縮小 |
| | 見直し（統合） | <ul style="list-style-type: none"> 他の事業に統合されるもの。 他の事業に統合されるもののみ「統合」とする。 他の事業を吸収するものについては、その事業自体の方向性で判断する。 | |
| D | 廃止 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的・内容は達成していないが、事業を継続しないもの。 <p>該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の関与の妥当性が認められない。 目的の妥当性が認められない。 事業効果が認められない。 外部環境の変化などにより目的達成が困難と認められる。 新規事業の投入により必要性が低下したと認められる。 | <ul style="list-style-type: none"> 目的、目標は達成されていない |
| E | 完了 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的・内容が 19 年度に達成したもの、もしくは 20 年度に達成するもの。 施設の整備等、予定通り事業が終了するもの | <ul style="list-style-type: none"> 目的、目標の達成 |

平成 20 年度事務事業評価結果（平成 19 年度実施計画事業）概要

1 目的・必要性

事務事業評価を行うことで、事業の目的、目標及び人件費を含む事業費を明らかにするとともに、その成果を指標として数値化し、市民の視点に立った成果重視の市政への転換を図り、効率的で質の高い市政を実現し、市民に対する説明責任を全うすることを目的とする。

- ・効率的で質の高い行政の実現
- ・活動重視から成果重視への転換
- ・市民への説明責任の徹底
- ・職員の改革意識の向上

2 評価

厚木市総合計画実施計画事業のうち、平成 19 年度に予算化された事業を基本として 230 の事業に対して、評価を実施。

自己評価及び一次評価では、各事業の基本評価を 5 段階で行い、今後の方向性について、事業の評価区分にしたがって評価した。

これを受けて、「厚木市行政評価委員会」で最終的な評価となる二次評価を行った。

なお、今年度においては、21 年度から第 9 次総合計画がスタートすることから、第 1 期実施計画の 5 つの重点目標に十分配慮し、昨年度の事業の仕分け及び今年度の外部評価の視点や結果を踏まえ、総合的に評価を実施した。

- ・自己評価【事務所管課長】
 - ・一次評価【事務所管部長】
 - ・二次評価【厚木市行政評価委員】
- 事業の基本評価（必要性・優先性・経済性・有効性・公平性）を 5 段階で評価及び今後の方向性を評価
今後の方向性について最終的な評価

第 9 次総合計画（第 1 期実施計画重点目標）

- ・世界に誇れる安心安全都市、生涯現役健康都市を目指して
- ・教育文化創造都市を目指して
- ・クリーンエネルギー推進都市、河川共生都市を目指して
- ・ハイテク・インター都市を目指して
- ・市民協働・交流連携推進都市を目指して

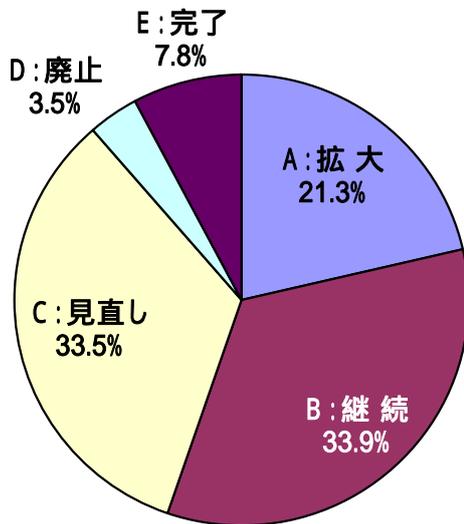
3 評価区分

- A：拡大 優先的・緊急的・重点的に実施すべき事業
- B：継続 現状の水準を維持し、継続する事業
- C：見直し（改善・縮小・統合）
抜本的な改善、事業規模の縮小、他事業と統合した方が効果的である事業
- D：廃止 3 年以内に廃止すべき事業
- E：完了 完了した事業（平成 20 年度に完了する事業を含む）

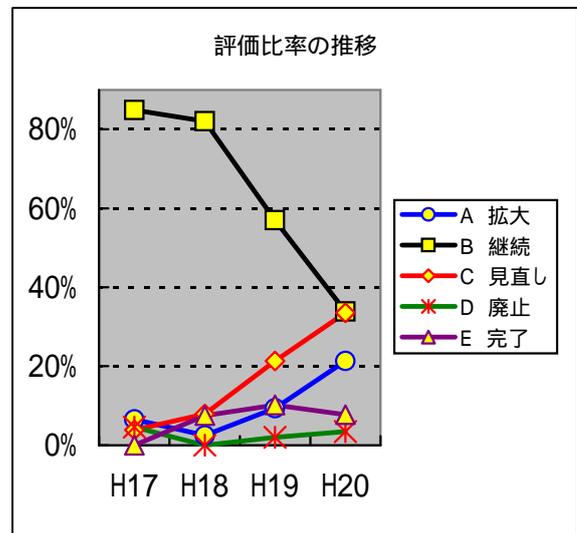
4 評価結果の概要 ()内は一次評価における事業数・比率

| 評価区分 | 評価結果 | | 平成 19 年度の主な事業名 | |
|---------|-------------|------------------|---|--|
| | 事業数 | 比率 | | |
| A : 拡大 | 49 (25) | 21.3% (10.9%) | ・市民対話事業 ・不妊治療費助成事業 ・ごみ減量対策事業 | |
| B : 継続 | 78 (150) | 33.9% (65.2%) | ・子育て支援事業 ・中小企業活性化推進事業 ・学校給食施設整備事業 | |
| C : 見直し | 77 (38) | 改善 62 | 33.5% (16.5%) | ・自転車等対策事業 ・地域子ども教室推進事業 ・(仮称)飯山グランド整備事業 |
| | | 縮小 5 | | |
| | | 統合 10 | | |
| D : 廃止 | 8 (3) | 3.5% (1.3%) | ・川に親しむつどい開催事業 ・商業ベンチャー事業 | |
| E : 完了 | 18 (14) | 7.8% (6.1%) | ・情報化推進計画策定事業 ・南部学校給食センター整備事業 | |
| 計 | 230 | 100% | | |

比率
平成 20 年度評価比率



推移
平成 17 年度からの評価比率の推移



平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|---------------|-------|---|---------------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 1 | 市民意識調査事業 | 広報課 | 市民を対象に無作為抽出によるアンケート調査を実施し、市民の厚木市に対する思いや、これからのまちづくりに対する考え方を把握し、より市民ニーズを反映した施策を進めていくための基礎資料とする。 | アンケート回収率 42% | 4,031 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 市民満足度の高いまちづくりを推進するため、市民意識調査等を更に活用する必要がある。 | | 拡大 |
| 2 | 市民対話事業 | 広報課 | 広く市民の意見を聴取するとともに、市民ニーズを的確に把握し、市政に反映していく。自治会長とのまちづくりフリートーク、子育てコミュニティトーク、移動談話室及びぶらり訪問トークを実施する。 | 参加率 94% | 139 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 19 | 効果的・効率的な行政経営の推進に向け、市民ニーズの更なる把握に努めるため、市民対話の機会を拡大する必要がある。 | | 拡大 |
| 3 | 映像メディア活用事業 | 広報課 | CATVやtvkなどの映像メディアを活用し、市政や市民活動に関する情報を映像で市内外に発信する。 | 年間放映時間 275時間 | 31,125 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 17 | 分かりやすく、きめ細やかな情報を市民に提供する上で、映像メディアは非常に有効な手段であり、継続する必要がある。 | | 継続 |
| 4 | 国際理解推進事業 | 広域政策課 | ・外国籍市民が、日常生活に欠かすことができない日本語を習得するための日本語講座を開催した。 ・厚木市外国籍市民懇話会を通して、市民と在住外国籍市民とがともに暮らすことができる地域社会の形成を図った。 ・外国人を市内家庭に招き、ホームステイを通して異文化交流を深める。 ・ホームステイを希望する外国人を受け入れた。 | 日本語講座の回数 212回 | 2,631 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 17 | 外国籍市民が増加する中で、異文化理解を図る意味で重要な事業ではあり、市民に分かりやすい事業展開を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 5 | 国際交流推進事業 | 広域政策課 | 海外友好都市との各分野での交流を促進するため、訪問団の受け入れ及び派遣を行い、交流を深めた。また、市民の国際意識を更に醸成するため、諸外国との交流を推進するとともに、友好都市へ交流を目的に旅行する際、「厚木市国際交流事業支援金交付要綱」に基づき支援金を交付した。 | 国際交流する団体数 17団体 | 4,818 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 友好都市交流をはじめ、市民レベルでの国際交流の機会は重要であるが、市民満足度調査の結果等を踏まえ、改善する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 6 | 国際平和推進事業 | 広域政策課 | 「国際平和と核兵器廃絶を求める都市」宣言をしていることから、平和で安全な国際社会の実現のために、平和意識の普及と啓発を図った。 ・平和のつどいを開催 ・親と子で平和を考えるバスツアーを実施 | イベントに参加し、平和を意識した人数 229人 | 857 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 幅広い市民に平和の大切さを認識してもらえよう、手法等を検討し呼びかけていく必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 7 | 多文化共生推進事業 | 広域政策課 | 外国籍市民と市民とが共に暮らすことのできる住みよい社会の実現に向けて「あつぎ国際交流フェスタ」を開催し、異文化理解の促進を図った。 | あつぎ国際交流(平和)フェスタ等に参加し、交流を深めた人数 400人 | 2,500 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 14 | 外国籍市民が市民生活に溶け込むため、異文化理解の機会は必要であり、市民に分かりやすい事業展開を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 8 | バス利用促進等総合対策事業 | 広域政策課 | 公共交通である乗合バスの利用促進を図ることによる交通渋滞の解消を目指すとともに、乗降の安全性を高めることにより、移動手段として積極的に路線バス交通の利便性向上を図ることができた。 | ノンステップバス導入補助台数(累計) 19台 | 6,498 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 19 | 公共交通である乗合バスの利用促進を図るため、事業を計画的に推進していく必要がある。 | | 継続 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|-----------------|-------|--|------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 9 | 新たな公共交通システム導入事業 | 広域政策課 | 本市の新たな公共交通システムとして、公共車両優先システム（PTPS）と鉄道との乗継情報を取り入れた先駆的システムを導入することにより、通勤通学等の利便性を高めるとともに、業務施設集積地区へのアクセス利便性を高める取組みを進めた。 | 連節バス導入補助 4台 | 61,946 | 5 | 5 | 3 | 3 | 3 | 19 | 公共交通の利便性を高めるため、公共交通システムについて検討していくことは必要であるが、事業のあり方について見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 10 | 新総合計画策定事業 | 企画政策課 | 「明るく楽しい元気なまちあつぎ」を推進するため、平成21年度から平成32年度までの12年間の基本的な施策の方向を定めた新たな総合計画を策定した。 | H20年度末までに新総合計画策定 | 14,646 | 5 | 5 | 3 | 4 | 4 | 21 | 計画の策定が予定通り終了するため、完了とする。 | | 完了 |
| 11 | まちづくり事業推進検討事業 | 企画政策課 | さがみ縦貫道路等の開通によるビジネスチャンス拡大から、産業用地の重要度が高まることが推測されるため、産業用地確保に向けた方策の調査研究を行い、企業がより進出しやすいまちづくりの推進に資することを目的委託により調査を実施した。 | 調査項目数 51項目 | 3,000 | 5 | 5 | 3 | 4 | 3 | 20 | 本市の企業誘致施策及びそのための産業用地確保等について方向性を見いだした。今後の事業展開に有効な資料とする。 | | 完了 |
| 12 | 情報化推進計画策定事業 | 情報政策課 | 総合計画における情報化分野の充実を図るとともに、安全で快適なまちづくり施策の一端として、市民の満足度の向上、地域の活性化及び簡素で効率的な行政運営を実現するため、総合計画の情報化分野の実施計画として、平成21年度から6箇年を計画期間とする情報化推進計画を策定した。 | ICT推進会議 開催数 5回 | 3,674 | 5 | 5 | 3 | 3 | 4 | 20 | 平成20年度に計画書の策定が完了した。今後は計画の進行管理を行っていく。 | | 完了 |
| 13 | 電子自治体整備事業 | 情報政策課 | 汎用受付システムを整備することにより、住民が申請や届出を行う際に、場所及び時間的制約を受けずに手続きを行うことができる環境を整備した。 | 電子申請手続数 21手続 | 8,160 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 | 13 | 国が掲げる2010年度までにオンライン利用率を50パーセントにする目標について、解決すべき課題に取り組んでいる段階である。 | | 見直し (改善) |
| 14 | 地域連携ポータルサイト事業 | 情報政策課 | 厚木市地域連携ポータルサイトを運営することにより、生涯学習の充実、地域経済の活性化、地域コミュニティの再生などを図るとともに、当該システムの安定稼働に係る維持管理を行った。 | サポーターズ クラブ会員数 66人 | 84,033 | 4 | 3 | 3 | 5 | 3 | 18 | 地域SNSの計画的な推進を図っていく必要がある。 | | 継続 |
| 15 | 低公害車両導入事業 | 管財課 | 低公害車両として天然ガス自動車をリース契約により導入を図った。 | 導入台数 1台 | 1,116 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 積極的に環境負荷低減に努める必要がある。 | | 拡大 |
| 16 | 社会福祉団体育成事業 | 福祉総務課 | 3団体1実施委員会（厚木市社会福祉協議会、厚木地区保護司会、厚木愛甲地区更生保護女性会、社会を明るくする運動実施委員会）に地域福祉活動の増進を目的として社会福祉団体の活動を支援し、その健全な育成を図るため、補助金及び交付金を支出した。 | 社会福祉協議会 人件費 依存率 96% | 124,668 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 外郭団体として、自主的・自立的な運営の確立を図るため、社会福祉協議会の組織や運営について、見直しを促進する必要がある。 | 縮小【社会福祉協議会補助金】 | 見直し (改善) |
| 17 | 地域福祉推進事業 | 福祉総務課 | 地域福祉の推進に関する事項を一体的・総合的に定めた「厚木市地域福祉計画」に基づき、14地区市民センター区域ごとに「地区地域福祉推進委員会」を設置し、地域のニーズに対応した福祉活動への市民参加や福祉サービスの適切な利用の推進を図った | 福祉活動事業数 900回 | 8,686 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 21 | 市民の福祉への理解や活動への積極的な参加促進を図るとともに、市及び市社協の支援体制、福祉関係事業者等との連携を強化する必要がある。 | | 拡大 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|-----------------|-------|---|-------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|--------------------------------|-------------|
| 18 | 福祉総合情報システム開発事業 | 福祉総務課 | 関係法令の制定・改正や制度改正に際し、福祉総合情報システムの改善及び開発（システム開発業者への業務委託）を行った。 | 開発未着手業務数 1委託 | 29,520 | 4 | 5 | 3 | 4 | 4 | 20 | システムの見直しを図り、効率的・効果的な運用を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 19 | 民生委員児童委員事業 | 福祉総務課 | 民生委員・児童委員の活動を支援し、研修事業の実施等による資質の向上を通じ、福祉サービス利用者主体の地域福祉の推進と充実を図った。 | 一人あたり活動日数 171日 | 36,980 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 21 | 高齢者や児童、障害者などに対して継続して支援を行う必要がある。 | | 継続 |
| 20 | 在宅身体障害者福祉サービス事業 | 福祉総務課 | 総合福祉センターと厚木精華園(委託)において、在宅の障害者が集団生活を通じて、食事、創作的活動、社会適応訓練、レクリエーション等を行い、自立的生活の向上と家族の負担軽減を図った。また、障害者の状況を分析把握し、一人ひとりに適したサービスを安全に提供した。 | 契約更新率 100% | 57,844 | 4 | 3 | 2 | 4 | 2 | 15 | サービスは低下させず、経費節減が図られる方向での委託化を進める必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 21 | 児童デイサービス事業 | 福祉総務課 | 障害児が日常生活における基本的動作の習得、及び集団生活への適応訓練を行うものとし、児童の障害の種類、程度に応じて適切な指導訓練を行った。 | 契約更新人数 48人 | 19,847 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 事業の委託化も視野に入れて、運営方法等について検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 22 | 療育相談事業 | 福祉総務課 | 発達上何らかの心配のある児童や障害があると思われる児童の問題を的確に捉え、療育支援を行うとともに、その保護者に対し、児童の問題や障害への理解を深め、適切な養育環境づくりや二次的な障害を予防するための助言及び指導を実施した。 | 面談数 47件 | 20,839 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 21 | 事業の委託化も視野に入れて、運営方法等について検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 23 | ホームレス対策事業 | 福祉総務課 | ホームレスの自立支援等に関する施策を推進するため、路上や野外でのホームレスに対する相談事業を実施した。社団法人神奈川県社会福祉士会へ事業委託を行い、社会福祉士2人による巡回相談を毎月3回程度実施。 | 面談者数 123人 | 1,331 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 15 | 広域的な政策課題として、県等と協力して、自立支援策を継続して推進していく必要がある。 | | 継続 |
| 24 | 生活保護法による扶助費支給事業 | 生活福祉課 | 生活困窮者の最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的として扶助費を支給した。稼働能力のある被保護者に対しては、就労支援員による就労指導、支援を行った。 | 受給世帯数 1,338件 | 3,700,000 | 5 | 5 | 3 | 5 | 4 | 22 | 国からの法定受託事務であり、今後においても適正な執行に努める必要がある。 | | 継続 |
| 25 | 在宅介護支援センター運営事業 | 高齢福祉課 | 在宅の要介護高齢者等やその家族に対し、身近な地域の中で在宅介護等に関する相談に幅広く応じ、ニーズに対応した介護保険を含む各種保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、行政機関や地域包括支援センターとの連絡調整や各種保健福祉サービスの申請代行等を行った | 相談件数 1,627件 | 16,472 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 既設の地域包括支援センターの活動エリアを調整し、地域包括支援センター機能への統合を検討する必要がある。 | | 見直し (統合) |
| 26 | 老人憩の家整備事業 | 高齢福祉課 | 地域老人に対しレクリエーション及び教養の場を提供するため、老人憩の家の建設を進めた。 | 利用者数 118,196人 | 204,444 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | これまでの新設計画の40館は完了したが、エリア人口の変化に伴う新設、老朽化した既設館の建替え、多機能化等についての整備計画を策定する必要がある。 | | 見直し (改善) |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|---|-----------|--|---------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|--|-------------|
| 27 | 特別養護老人 ホーム建設費補助 事業 | 高齢福祉 課 | 厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき 施設整備を行う介護老人福祉施設の施設整備費の一部補 助を行い、経営基盤の支援を行った。 | 実績率 100% | 9,800 | 3 | 4 | 3 | 4 | 4 | 18 | 平成21年度から3年間を計画期間とする第4期福 祉計画に盛り込む整備事業量について、必要量を 十分に精査し、計画的な整備を進めるしていく必要が ある。 | | 継続 |
| 28 | 民間老人福祉施 設整備借入償還 金補助事業 | 高齢福祉 課 | 社会福祉法人が行う老人福祉施設整備に伴う独立行政法 人福祉医療機構等からの借入償還金元金の一部補助を行 い、経営基盤の支援を行った。 | 償還支援率 15% | 41,135 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 15 | 平成21年度から3年間を計画期間とする第4期高 齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に盛り込む 老人福祉施設の整備目標を計画どおり進めるため には、補助の方法・内容について見直しが必要であ る。 | | 見直し (改善) |
| 29 | 敬老事業 | 高齢福祉 課 | 敬老会の開催、敬老金品の贈呈等を行い、多年にわたり 社会の発展に寄与されてきた高齢者を敬愛し、長寿のお祝 いを実施し、また、敬老会を開催(文化会館で2日間4回公 演)した。 | 敬老会参加 者数の割合 87% | 95,526 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 10 | 高齢化に伴う対象者数の増大により膨大な事業費 が想定されることや、社会の変化に伴う敬老の表現 形態等を考慮すると、費用対効果の検証及び敬老 事業のあり方について、検討する必要がある。 | | 見直し (縮小) |
| 30 | 高齢者生きがい就 労事業 | 高齢福祉 課 | 高齢者の就労機会の拡大を図るため設立されたシルバー 人材センターの運営費を補助した。 | 補助対象件 数 1件 | 47,133 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 17 | 外郭団体として、自主的・自立的な運営の確立を図 るため、シルバー人材センターの組織や運営につ いて、見直しを促進する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 31 | 高齢者バス割引 乗車券購入費助 成事業 | 高齢福祉 課 | 高齢者バス割引乗車券購入費を助成することで、高齢者が 外へ出る機会を増やすため、神奈川中央交通が販売して いる「かなちゃん手形(1年券9,000円)」の購入費の助成 をおこなった。 | かなちゃん手 形交付枚数 7,310枚 | 68,178 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 | 13 | 申込み手続きの簡略化を検討するとともに、受益者 の負担割合について見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 32 | 老人クラブ指導育 成事業 | 高齢福祉 課 | 老人クラブが実施する社会奉仕活動、生きがいを高めるた めの各種活動や健康づくりの活動を総合的に支援した。 | 老人クラブ加 入率 12% | 22,307 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 14 | 老人クラブ連合会の加入促進のため、活動内容の 見直しについて、指導及び助言する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 33 | 高齢者保健福祉 計画・介護保険事 業計画改定事業 | 高齢福祉 課 | 平成19年度において第4期計画の策定に伴う基礎資料と するため、高齢者等へ実態調査を実施した。また、平成20 年度に現行の第3期の計画について見直しを行い、平成 21、22、23年度の3箇年を計画期間とする第4期の計画を 策定する。 | 計画策定 1式 | 2,058 | 5 | 5 | 4 | 5 | 4 | 23 | 平成19年度で計画策定に伴い、実態調査を実施し た。また、平成20年度で計画の策定が終了するた め完了とする。 | | 完了 |
| 34 | 在宅福祉推進事 業(在宅サービス 事業) | 高齢福祉 課 | 高齢者及びその家族に対し、できる限り要介護状態になら ないよう生活支援サービス等を提供することにより、保健福 祉の向上を図った。 | 配食率 100% | 98,826 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 20 | サービス内容の需要を調査し、事業の必要性を検 討する必要がある。 | 改善【理 髪、はり・ きゅう・マッ サージ助 成事業費】 | 見直し (縮小) |
| 35 | 生活支援事業(自 立支援デイサービ ス、ホームヘルプ サービス事業) | 高齢福祉 課 | 介護保険の要介護・要支援認定において非該当と判定さ れた虚弱高齢者に対して、在宅での自立を支援し、状態の 悪化を防ぎ回復を目的とし、デイサービス、ホームヘルプ サービスを提供した。 | 利用率 57% | 1,284 | 3 | 2 | 3 | 2 | 2 | 12 | 介護予防事業への転換を図り、廃止の方向で検討 する必要がある。 | | 廃止 |
| 36 | 訪問介護員養成 研修事業 | 高齢福祉 課 | 福祉従事者の確保と従事者の拡大のために必要となる訪 問介護員2級の資格取得のため、介護保険法施行令及び 施行規則に定める訪問介護員養成研修2級課程(130時 間)を委託により実施した。 | 受講人数 26人 | 1,600 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 訪問介護員養成研修事業は廃止し、改めてニーズ を把握し、他事業に変更する。 | 廃止【訪問 看護員養 成研修事 業費】 | 廃止 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|-----------------|-------|--|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 37 | 老人保護措置事業 | 高齢福祉課 | 65歳以上の方で、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障のあるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことができるようにする。老人福祉法第10条の4及び11条の措置を行った。 | 措置実施率 100% | 36,940 | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 24 | 法定事業であり、今後も継続していく必要がある。 | | 継続 |
| 38 | 障害者居宅生活支援事業 | 障害福祉課 | 日常生活に支障がある障害者（児）のいる家庭へのホームヘルパーの派遣及びグループホーム等提供により障害者の居宅生活を支援した。 | 居宅介護利用時間数 269時間 | 199,461 | 5 | 3 | 3 | 5 | 2 | 18 | 障害者サービスの内容を精査し、今後の方針を検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 39 | 障害者日中活動支援事業 | 障害福祉課 | 施設通所による生活介護、児童デイサービス、日常生活に必要な訓練や指導、就労に必要な能力の向上のための訓練等の福祉サービスを提供することにより、障害者の日中の活動を支援した。 | 生活介護サービスの利用日数 112日 | 168,951 | 5 | 3 | 4 | 4 | 2 | 18 | 障害者サービスの内容を精査し、今後の方針を検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 40 | 障害者福祉的就労奨励金 | 障害福祉課 | 福祉的就労を奨励することにより、障害者の職業能力に応じた就労の場の拡大を図るとともに、職業適応能力を向上させることにより一般就労への可能性を高めるため、市内在住の手帳所持の障害者を雇用している神奈川県指定の協力事業所に対し、四半期に1回補助金を交付した。 | 福祉的就労者の就労者数 31人 | 10,290 | 5 | 3 | 3 | 4 | 2 | 17 | 障害者の雇用が困難な状況下において、障害者の就労の機会を拡大するため、今後も継続する必要がある。 | | 継続 |
| 41 | グループホーム等家賃助成補助金 | 障害福祉課 | グループホーム・ケアホームに入居している障害者に家賃を助成することにより、利用者負担を軽減し、障害者の自立した生活を支援した。 | グループホーム等利用者数 48人 | 8,991 | 5 | 3 | 4 | 4 | 2 | 18 | グループホーム、ケアホームへの入居のニーズが高まっている中、障害者の自立生活を支援するために、家賃助成により障害者の負担軽減を図っていく必要がある。 | | 継続 |
| 42 | 障害者社会参加促進事業 | 障害福祉課 | 在宅重度障害者等に福祉タクシー利用券等を交付し、社会参加の促進を図るとともに、障害者が障害者施設等に通所する場合に利用した交通費等を一部助成することにより経済的負担を軽減した。また、スポーツの全国大会等に出場した障害者を激励し祝福するために出場祝金を交付した。 | 福祉タクシー利用券の交付人数 1,492人 | 80,171 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 全国大会祝金については、増額を含めた見直しを検討する必要がある。 | 拡大【障害者祝金等給付事業費】 | 拡大 |
| 43 | 地域生活支援事業 | 障害福祉課 | 障害者等のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた各種サービスを提供し、障害者が住みなれた地域で自立した生活ができるよう支援した。 | 相談件数 9,000件 | 173,000 | 5 | 3 | 4 | 4 | 3 | 19 | 障害者サービスの内容を精査し、今後の方針を検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 44 | 障害者地域作業指導事業 | 障害福祉課 | 就労することが困難な障害者に就労の場を提供している民間障害者地域作業所に対し、運営費補助金を交付することにより、障害者地域作業所の運営の安定化を図り、障害者が自立生活することを促進した。 | 通所者数 119人 | 99,061 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 障害者の自立生活を支援するため、現在の障害者地域作業所の法内施設への移行後も、運営の安定化を図ることにより、これまでと同様に障害者への就労の場の提供を継続する必要がある。 | | 継続 |
| 45 | 障害者福祉手当等給付事業 | 障害福祉課 | 厚木市心身障害者福祉手当支給条例・同施行規則に基づき、障害者に手当てを支給し、障害者の生活を支援した。 | 心身障害者福祉手当の支給人数 5,899件 | 243,696 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 17 | 障害者数の増加に伴い支給事業費は増加しているが、障害者の生活支援、福祉増進のため継続して実施する必要がある。 | 改善・縮小【障害者福祉手当等給付事業費】 | 継続 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|-------------------|-------|---|------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|--------------------------------|---------|
| 46 | 障害者施設入所・通所等支援事業 | 障害福祉課 | 障害者更生施設、授産施設、療護施設において、入所又は通所による生活介護、自立訓練などの福祉サービスを提供し、障害者の更生を援助するとともに日常生活上の支援をした。 | 旧法施設利用者数 270人 | 561,180 | 5 | 3 | 4 | 4 | 2 | 18 | 障害者の更生援助、日常生活支援という点から、今後も継続していく必要がある。 | | 継続 |
| 47 | 身体障害者補装具給付等事業 | 障害福祉課 | 身体障害者(児)が必要な補装具の給付及び修理を行うなど、障害者の自立更生、日常生活の能率の向上・便宜を図るとともに、経済的負担を軽減した。 | 補装具給付件数 762件 | 68,249 | 5 | 3 | 3 | 5 | 3 | 19 | 障害者の自立更生、日常生活の能率の向上・便宜を図るため、さらには経済的負担を軽減するため、継続して実施する必要がある。 | | 継続 |
| 48 | 精神障害者地域作業指導事業 | 障害福祉課 | 就労することが困難な精神障害者に就労の場を提供している民間精神障害者地域作業所に対し、運営費補助金を交付することにより、精神障害者地域作業所の運営の安定化を図り、精神障害者が自立生活することを支援した。 | 通所者数 96人 | 69,789 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 障害者の自立生活を支援するため、現在の障害者地域作業所の法内施設への移行後も障害者地域作業所の運営の安定化を図り、これまでと同様に障害者の就労の場を提供する必要がある。 | | 継続 |
| 49 | 自立支援医療(更生医療)給付事業 | 障害福祉課 | 身体障害者に医療(手術等)給付サービスを提供し、障害程度の軽減や機能の回復を図った。 | 更生医療給付件数 502件 | 103,091 | 4 | 3 | 2 | 3 | 2 | 14 | 身体障害者の障害程度の軽減や機能回復、さらには経済的負担を軽減するため、今後も事業を継続していく必要がある。 | | 継続 |
| 50 | 子育て支援事業 | 児童福祉課 | 地域の子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者や児童に対する支援体制の充実を図るため、子育て拠点施設として整備し、児童の健やかな成長や子育て家庭に対する総合的な支援活動を推進した。 | 移動サロン開催数 348回 | 28,492 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 19 | 子育て支援センターを拠点として、移動子育てサロンとの連携を図り、地域の子育て力の支援をする必要がある。 | | 継続 |
| 51 | 保育内容充実事業 | 児童福祉課 | 認可保育所及び私設保育施設の事業に要する費用を補助し、適切な保育が実施できるよう入所児童の処遇の向上や経営基盤を強化し、保育サービスの充実を図った。 | 認可保育所及び認定保育施設数 30施設 | 2,056,631 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 21 | 多様な保育ニーズに対応するため、事業内容の充実を図る必要がある。 | | 拡大 |
| 52 | 児童扶養手当給付事業 | 児童福祉課 | 父母の離婚等により、父と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、母子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進した。 | 受給者数 1,558人 | 684,384 | 5 | 4 | 4 | 4 | 5 | 22 | 国の動向を注視していく必要はあるが、母子家庭が増加している中、制度継続の必要性がある。 | | 継続 |
| 53 | 母子家庭等支援事業 | 児童福祉課 | 母子家庭等の生活の安定、母親の就労等による経済的自立の支援を図るため、各種手当金を支給するとともに、各家庭が抱える諸問題に対し、相談支援体制の充実を図った。 | 対象児童数 2,036人 | 123,939 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 全体のサービスの内容を精査し、事業の見直しを検討する必要がある。 | 改善【母子家庭等児童就学祝金給付事業費】 | 見直し(改善) |
| 54 | 介護保険給付事業(特別会計繰出金) | 介護保険課 | 介護を社会全体で支えるため、適切なケアプランに基づき、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが受けられるよう介護保険事業の運営を支援した。 | 要介護等認定者数 4,221人/年 | 1,099,095 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 20 | 介護保険法に基づく繰出金であり、介護保険事業を着実に推進する必要がある。 | | 継続 |
| 55 | 不妊治療費助成事業 | 医療政策課 | 高額の治療費がかかる特定不妊治療について、経済的負担の軽減を図ることを目的に、治療に要する費用の一部を公費で助成した。 | 申請者への助成 100% | 4,000 | 5 | 4 | 3 | 5 | 4 | 21 | 周知を徹底し、事業の拡大を図っていく必要がある。 | 改善【不妊治療費助成事業費】 | 拡大 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|-------------------|--------|---|-------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|--------------------------------|-------------|
| 56 | 市立病院整備事業 | 医療政策課 | 市民の生命と健康を守り、地域医療を支援する中核病院として、将来にわたり良質な医療を確保し、良好な医療サービスを永続的に提供するため、新病院の整備に当たったの諸課題の解決に向け取り組んだ。 | 会議開催回数 1回 | 57 | 5 | 5 | 3 | 4 | 4 | 21 | 新病院整備を取り巻く法律や制度などの環境の変化に柔軟に対応しつつ、市立病院の改革プランや財政計画を踏まえて、整備内容や運営形態について検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 57 | 救急医療事業 | 医療政策課 | 休日・夜間において、救急患者の内科、小児科、外科、歯科についての診療を確保するとともに、救急医療体制の円滑な運営を図り、市民の健康と生命を守るため、休日夜間急患診療所、病院群輪番制病院、休日歯科診療の運営及び救急医療機関における外国籍市民に係る損失医療費に対する補助を実施した。 | 医療空白時間のカバー率 100% | 135,229 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 20 | 休日・夜間における救急医療体制の確保は、市民一人一人の生命と健康に関わる重要な施策であり、今後も市民が安心して暮らせるまちづくりにとって必要な事業である。 | | 拡大 |
| 58 | 小児医療費助成事業 | 医療政策課 | 少子化が進行する中で、子育てを行う若い世代が安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための支援策として、小児が医療機関等で受診したときに支払う健康保険適用医療費の自己負担額を公費で助成した。 | 医療証交付割合 100% | 570,776 | 4 | 5 | 3 | 5 | 4 | 21 | 子育て支援として、厳しい財政状況の中、県の補助金等財源の確保に努めながら、今後更なる年齢拡大を視野に入れ、小児医療費助成制度の充実を検討していく必要がある。 | | 拡大 |
| 59 | 心身障害者医療費助成事業 | 医療政策課 | 障害者の健康の保持と増進及び医療費負担の軽減を図るため、健康保険適用医療費の自己負担額を助成した。 | 対象者への医療証の交付割合 100% | 576,182 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 所得制限や三障害一元化等について検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 60 | ひとり親家庭等医療費助成事業 | 医療政策課 | ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減することにより、その生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、医療機関等で受診したときに支払う健康保険適用医療費の自己負担額を公費で助成した。 | 助成対象者への医療証の交付割合 100% | 131,226 | 4 | 4 | 3 | 4 | 2 | 17 | ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、生活の安定と自立を支援する制度として継続する必要がある。 | | 継続 |
| 61 | 老人医療費助成事業 | 医療政策課 | 68歳・69歳の老人に係る医療費の一部を助成することにより、老人保健の向上を図るとともに、老人福祉の増進に寄与した。 | 資格取得割合 100% | 222,232 | 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 13 | 後期高齢者医療制度が施行されるなど医療環境等が変化してきたことなどから、本事業を見直し、基本的には平成20年度を持って廃止とするため。 | 改善【老人医療費助成経費(68・69歳)】 | 廃止 |
| 62 | 老人保健医療事業(特別会計繰出金) | 医療政策課 | 老人保健法に基づき、老後における適切な医療の確保を図ることを目的に実施する老人保健医療事業の運営のための医療費等繰出金。 | 資格取得割合 100% | 640,000 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 18 | 医療制度が見直され、平成20年度から新たに後期高齢者医療制度が始まったため。 | | 見直し (改善) |
| 63 | 健康づくり事業 | 健康づくり課 | 市民の健康づくりに対する意識を高めるため、普及啓発に関する各種事業を展開するとともに、「健康あつぎ21」を着実に推進し、市民の健康増進を図った。 | 事業参加者数 10,155人 | 9,578 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 20 | 市民ニーズと事業効果を十分に捉え、事業内容を見直す必要がある。 | | 見直し (縮小) |
| 64 | 成人保健事業 | 健康づくり課 | 壮年期からの健康管理を図るため、健康増進法に基づき、健康診査やがん検診、健康教育、健康相談、訪問指導及び機能訓練等を実施した。 | がん検診受診率 24.7% | 653,217 | 4 | 4 | 3 | 5 | 4 | 20 | 市民の健康を維持する上で、各種がん検診の実施を推進することは肝要であり、元気なあつぎを実現するために充実させる必要がある。 | | 拡大 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|-------------------|---------|---|---------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 65 | 母子保健衛生事業 | 健康づくり課 | 母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や健康相談・指導並びに栄養相談・指導等を実施した。 | 健康診査受診率 87.7% | 120,151 | 5 | 5 | 3 | 5 | 4 | 22 | 母子保健法に基づき、母子の健康の保持増進を主目的とした事業ではあるが、少子化、核家族化等による子育て環境の変化に対する子育て支援の面から、今後更に充実して実施していく必要がある。 | | 拡大 |
| 66 | 予防事業 | 健康づくり課 | 乳幼児等を感染症から守るため、各種予防接種（ポリオ、BCG、三種混合など）を実施した。 | 予防接種接種率 60% | 214,874 | 5 | 5 | 3 | 5 | 4 | 22 | 予防接種法に基づき、感染症の発生を予防し、市民の健康増進を図っており、重点を置いて実施していく必要がある。 | | 拡大 |
| 67 | 斎場施設整備事業 | 斎場施設整備課 | 現斎場の老朽化及び高齢化の進行により増加する将来の火葬需要等に対応するため、人生の終焉をいたむ場にふさわしい新たな斎場施設を整備する。 | 施設整備進ちょく率 28% | 970,197 | 5 | 5 | 3 | 5 | 4 | 22 | 市民の利便性を確保するとともに、将来の火葬需要に対応可能な施設とし、計画に沿って建設を進める必要がある。 | | 継続 |
| 68 | 国民年金事業 | 国保年金課 | 国民年金加入者の適正な資格の管理を図るため、資格、受給、保険料免除に関する届出等の受理及び報告や年金に関する相談業務などを実施した。 | 受付件数 18,590件 | 8,895 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 19 | 国民年金は、老後の生活の基礎を支える大切な年金であり、適正な事務を継続していく必要がある。 | | 継続 |
| 69 | 国民健康保険事業（特別会計繰出金） | 国保年金課 | 国民健康保険法等に基づき、法定繰出金などを一般会計から国民健康保険事業特別会計へ支出することにより、保険給付と負担の均衡を確保し、健全な事業運営と被保険者の健康保持、増進及び生活安定を図った。 | 被保険者数 77,254人 | 2,442,952 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 21 | 急速な高齢化の進展に伴い、医療費が増加の一途をたどる現状と、低所得者を多く抱える国民健康保険の構造的な問題から、給付と負担のバランスをとるために、繰出金は必要である。 | | 継続 |
| 70 | 病院事業会計負担金 | 病院総務課 | 地域医療を支援する中核的病院として地域医療機関や保健・福祉施設との連携を図り、急性期を中心とした二次医療及び専門性に基づく高度医療を提供した。 | 入院患者数 88,115人 | 1,483,305 | 4 | 4 | 3 | 5 | 5 | 21 | 経営改善を図り、経営収支の均衡を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 71 | 生涯学習振興事業（生涯学習） | 生涯学習課 | 市民があらゆるライフステージで“いつでも、どこでも、だれでも、なんでも”学習できるよう、生涯学習を推進した。 | 市民大学教養講座開催回数 24回 | 4,448 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 17 | 受益者負担を検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 72 | あつぎフィルム・コミッション事業 | 生涯学習課 | 映画やテレビ、CM等の映像制作活動の支援を行い、ロケーションを誘致することによる観光振興やシティイメージの向上、さらには「我がまち意識の醸成」やサポーター等を通じての市民参加など地域の活性化を推進した。 | 相談実績 295件 | 1,242 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 事業目的の見直しにより、充実した事業展開を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 73 | あつぎ市民芸術文化祭開催事業 | 生涯学習課 | 市民参加による総合的な芸術文化の祭典を開催し、広く市民に多彩な芸術や文化の鑑賞と発表の機会を提供することにより、市民の芸術文化の創造と育成を図るとともに文化の薫り高いまちづくりを図った。 | 来場者数 16,226人 | 10,429 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 18 | 市民が身近な所で文化芸術活動にふれる場として、拡大していく必要がある。 | | 拡大 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|--------------------|--------------|---|---------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 74 | 男女共同参画推進事業 | 男女共同参画課 | 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、セミナー及び各種講座の実施や情報誌を発行するなど、啓発活動を行った。 | 市の審議会等への女性の登用の29.6% | 3,893 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 19 | 内容等を精査し、見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 75 | 人権啓発推進事業 | 人権推進課 | 一人一人の基本的な人権が尊重され、誰もが安心して快適に生活を送ることができるよう、市民の人権意識の高揚と人権問題の解決を図った。 | 講演会・講座の受講者数1,301人 | 6,237 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 19 | 人権啓発ポスターの事務手続きを見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 76 | 人権擁護事業 | 人権推進課 | 人権相談の実施、人権作文コンテストの実施、厚木市人権擁護委員会の啓発活動等への補助金の交付、厚木市人権擁護委員協議会研修会交付金の交付など、一人一人の基本的な人権が尊重され、誰もが安心して快適に生活を送ることができるよう、人権問題の解決を図った。 | 人権相談回数42回 | 761 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 17 | 人権作文コンテストの事務手続きを見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 77 | コミュニティ推進事業 | 市民活動推進課 | 明るく住み良いふるさとの実現と地域住民間の連帯意識の高揚を図る。本協議会で事業を実施するとともに、市内14公民館区ごとに設立されている「各地区ふるさとづくり推進協議会」に交付金を交付し、全市的な啓発活動を推進する。 | 定住意向72.5% | 11,400 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 地域に交付する補助金等について、他の補助金等も合わせて見直す必要がある。 | | 見直し (縮小) |
| 78 | 地域集会施設建設費等補助事業 | 市民活動推進課 | コミュニティ活動の拠点となる自治会館等の新築及び修繕等の経費の一部補助を行い、自治会の発展や地域住民相互の連携を深めるため、建設費用等の一部を補助金として交付した。 | 地域集会施設の保有件数133自治会数 | 13,300 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 活動の拠点として地域集会施設整備に対する補助は継続する必要がある。 | | 継続 |
| 79 | ボランティアセンター運営事業 | 市民活動推進課 | ボランティア活動サポート室の運営と市民活動保険制度を実施することにより、ボランティア活動及び市民活動を支援した。 | サポート室利用件数659件 | 17,551 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティア団体等の把握と支援に努める必要がある。 | 統合【ボランティアセンター運営事業費】 | 見直し (改善) |
| 80 | 七沢自然ふれあいセンター施設改修事業 | 七沢自然ふれあいセンター | 七沢自然ふれあいセンターの施設機能を十分発揮できるように施設の改修を計画的に実施した。 | 外壁塗装等工事2棟 | 25,726 | 5 | 5 | 3 | 3 | 3 | 19 | 改修の必要性を見極め、利用しやすい施設の整備充実を図っていく必要がある。 | | 継続 |
| 81 | 青少年健全育成事業 | 青少年課 | 地域ぐるみの青少年活動の推進を図るため、青少年健全育成活動推進者の表彰と青少年育成関係団体による大会を開催するとともに地域における青少年健全育成活動事業を支援した。 | 参加者数4,695人 | 14,520 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 市民満足度調査では、市民ニーズの高い項目であり、実施内容等を再度精査し、見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 82 | 青少年指導者養成事業 | 青少年課 | 自治会、青少年関係団体、その他青少年育成者と連携を取りながら、地域で心豊かな青少年育成をするため、青少年指導者の養成と自発的な活動の推進を支援した。 | 参加者数350人 | 6,890 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 市民満足度調査では、市民ニーズの高い項目であり、実施内容等を再度精査し、見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|------------------|----------|---|--------------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 83 | 児童館整備事業 | 青少年課 | 児童館の整備を進めることにより、児童の安全性及び利便性の向上が図った。 岡田児童館及び毛利台児童館を老人憩いの家との複合施設として、設計・建築を行った。 | 児童館設置 学区数 23学区 | 51,093 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 将来に向けた児童館の在り方を検討し、整備のあり方について見直していく必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 84 | 情報収集伝達システム整備拡充事業 | 防災対策課 | 防災行政無線(固定系)のデジタル機器への更新を行うことにより、迅速で的確な情報伝達を行い、災害時の情報伝達機能の向上を図った。 | 更新率 194局 | 96,964 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 20 | 計画に基づき、引き続き防災行政無線のデジタル化に取組み、災害時の情報伝達機能の向上を図る必要がある。 | | 継続 |
| 85 | 消費者保護対策事業 | 消費生活センター | 消費者を取り巻く経済社会情勢が大きく変化したことから、変化に対応できる消費者づくりを推進した。 悪質商法に対する啓発活動として、パンフレット等の配布、各種講座・消費生活展を開催した。 | 消費生活相談苦情受付 件数減少率 2.3% | 675 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 市民生活の安心安全を確保するため、積極的に取り組む必要がある。 | | 拡大 |
| 86 | 交通安全対策事業 | 交通安全課 | 交通関係機関・団体との連携により、各季の交通安全運動の啓発活動を始め、各地区に民間交通監視所を設置するなど交通事故防止に努めた。 また、幼稚園、小学校、老人会等において、交通安全教室の開催や交通安全指導者の養成を行うなど、交通安全教育の推進に努めた。 | 交通事故発生 件数 1,899件 | 45,166 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 交通安全関係団体等による啓発活動や交通安全教室の開催などにより、交通事故件数は減少しているが、継続的な取組みが必要である。 | | 継続 |
| 87 | 交通災害共済事業 | 交通安全課 | 交通事故により、災害に遭った方を金銭的に救済するため、交通災害制度を推進した。 | 交通災害共 済制度の加 入率 68,015人 | 7,518 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 12 | 加入率の減少や民間保険の充実を踏まえ、事業の廃止に向け取り組む必要がある。 | | 廃止 |
| 88 | 自転車等対策事業 | 交通安全課 | 放置自転車の啓発指導を始め、放置自転車の整理業務や移動業務などを実施し、良好な生活環境の保持に努めた。 | 放置自転車 台数 94台 | 69,897 | 5 | 5 | 3 | 4 | 3 | 20 | 放置自転車の保管手数料の有料化を実施する必要がある。 | 改善【自転車等対策事業経費・自転車等駐車場維持管理事業費】 | 見直し (改善) |
| 89 | 本厚木駅周辺環境浄化対策事業 | 生活安全課 | 誰もが安心して楽しむことができる繁華街を目指し、本厚木駅周辺における体感治安の回復及び犯罪の未然防止を図るため、環境浄化対策を実施した。 | 本厚木駅周 辺環境浄化 パトロール回 数 13回 | 9,915 | 5 | 5 | 3 | 4 | 3 | 20 | 市内の刑法犯認知件数は、平成13年の7,163件をピークに6年連続減少しているが、引き続き、市民・警察等と協力して環境浄化に積極的に取り組んでいく必要がある。 | | 拡大 |
| 90 | 防犯対策事業 | 生活安全課 | 市民の身近で発生している、空き巣やひったくりなどの街頭犯罪の未然防止と、犯罪に対する抑止力を高めるため、厚木警察署や厚木市防犯協会、各地区安心安全なまち会議などの防犯関係団体と連携し、防犯啓発看板の設置等によって防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロール隊によるパトロールの強化に努めた。 | 刑法犯認知 件数の減少 率 11.7% | 26,611 | 5 | 5 | 3 | 3 | 3 | 19 | 市内の刑法犯認知件数は、減少しているが、引き続き、最優先に取組み、安心して安全に暮らせるまちを目指していく必要がある。 | | 拡大 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|-------------------|-------|---|----------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 91 | 安心安全対策整備事業 | 生活安全課 | 市民の身近で発生する空き巣や車上狙い、ひったくりなどの街頭犯罪を抑止するため、夜間における周囲のはっきりとした見通しの確保や死角的空間の解消、拳動不審者の早期発見及び歩行者への心理的安心感の確保に努めた。 | 防犯灯照度アップ率 35.3% | 18,412 | 5 | 5 | 3 | 4 | 3 | 20 | 防犯灯の新設及び照度アップは、歩行者への心理的安心感の確保や街頭犯罪の未然防止に効果があることから、引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。 | | 拡大 |
| 92 | 環境基本計画推進事業 | 環境総務課 | 良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めた環境基本計画を推進し、人と自然が共生した環境にやさしいまちの実現を図った。 | 太陽光発電奨励金交付件数 109件 | 6,450 | 5 | 4 | 3 | 3 | 3 | 18 | 市民の環境意識を高め、自然エネルギーを利用するなど、環境への負荷を削減し、地球温暖化防止に寄与するために積極的に取り組む必要がある。 | | 拡大 |
| 93 | 河川等環境美化推進事業 | 環境総務課 | 憩いとやすらぎを与えてくれる古里の河川を大切に、美しい環境と清流を守るため、相模川クリーンキャンペーンなどに市民の参加を広く呼びかけ、河川美化意識の高揚を図った。 | 参加者 3000人 | 2,038 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 効率的な執行ができるよう、事務所管課を含め、見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 94 | 合併処理浄化槽普及促進事業 | 環境総務課 | 市街化調整区域で単独処理浄化槽が汲み取り式便所を使用している世帯を対象として、補助金を交付し合併処理浄化槽への転換を促進した。 | 補助金交付基数 27基 | 42,880 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 19 | 調整区域の生活環境の向上及び河川の水質保全・水質汚濁防止の観点から今後も積極的な普及促進を図る必要がある。 | | 拡大 |
| 95 | ごみ処理広域化運営事業 | 環境総務課 | ごみ処理広域化の実施主体である厚木愛甲環境施設組合に対し、市として負担金を支出し、組合の円滑な運営及び事業の推進に充てた。 | 負担金支出 2回 | 66,191 | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 24 | ごみ処理広域化の実施主体となるべく設立した団体であり、事業執行に併せて必要な経費の負担を継続していく必要がある。 | | 継続 |
| 96 | 一般廃棄物処理施設建設基金積立事業 | 環境総務課 | ごみ処理広域化における一般廃棄物処理施設の整備について、後年度における建設費の財政的負担軽減のため、基金を設置し積立てを行なった。 | 基金積立 1回 | 201,310 | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 24 | ごみ処理施設の整備に当たり、他施策への影響及び後年度の負担を軽減するため、積立ての必要がある。 | | 継続 |
| 97 | 里山マルチライブプラン事業 | 環境総務課 | 森林・里山と人とのかかわりを再構築することにより、本市の豊かな自然環境を保全していくため、多様な機能を有する里山において、市民とのかかわりを一層強固にするメニューを揃え、自然環境保全活動拠点整備に向けた取組みの一環として実施した。 | 参加者数 24人 | 1,850 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 費用対効果からも事業の必要性について、検討する必要がある。 | 改善【里山マルチライブプラン事業費】 | 見直し (改善) |
| 98 | 稀少動植物保護事業 | 環境総務課 | 厚木市内において、過去にオオタカの営巣が確認されている箇所をオオタカの生息や繁殖状況の観察を委託し、保護管理を図るための基礎資料とする。 | 調査委託件数 1回 | 400 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | オオタカの生息状況や繁殖状況を観察する事業であり、環境保護の視点から継続して実施する必要がある。 | | 継続 |
| 99 | 川に親しむつどい開催事業 | 環境総務課 | 鮎つかみどりや伝統漁法の実演、昔、川を利用して物資運搬した帆掛船の展示等し、市民に川の大切さを認識してもらえよう啓発をおこなった。 | 参加者 10,000人 | 6,678 | 2 | 3 | 3 | 2 | 3 | 13 | 川とのふれあいや河川環境意識の啓発を目的とする本来の目的との間に乖離が生じていることから、事業を見直す必要がある。 | | 廃止 |
| 100 | 河川愛護事業 | 環境総務課 | 良好な河川環境の創出を図るため、河川堤防の手入れ及び堤防、河川敷の清掃と土地利用の促進及び景観形成のための必要な植栽作業を行った。また、川と遊ぼう絵画コンクールを開催した。 | 花壇維持管理数 2箇所 | 982 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 河川敷花壇の維持管理については、アダプト制度の活用等を検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|---------------------|-------|---|------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 101 | 不法投棄防止対策事業 | 資源対策課 | 不法投棄監視活動や防止啓発活動を実施し、不法投棄の未然防止に努め、不法投棄物の適正迅速な処理を行い、清潔でさわやかな生活環境の保全を図った。 | 不法投棄物処理件数削減 46件 | 7,516 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 17 | 不法投棄の防止について実績をあげており、継続する必要がある。 | | 継続 |
| 102 | ごみ減量対策事業 | 資源対策課 | 市民との協働によるごみの減量化・資源化を推進し、環境に配慮した循環型社会の形成を目指す。 | ごみの資源化率 15% | 485,204 | 5 | 4 | 3 | 3 | 3 | 18 | ごみ減量対策は、重点的、優先的に取り組むべき課題である。 | | 拡大 |
| 103 | 環境美化推進事業 | 生活環境課 | 明るく住みよい環境づくりを目指すため、市民の生活環境の保全に努めるとともに円滑な環境美化事業を推進した。 | 地域美化清掃 127団体 | 15,593 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 18 | 環境美化については、市民との協働が不可欠であり、内容及び手法等については検討する必要があるが、積極的に取り組む必要がある。 | | 拡大 |
| 104 | マイクロチップ助成事業 | 生活環境課 | 動物愛護の観点から適正飼養について事業を推進し、装着による飼主責任の明確化、行方不明時の所有者の判明などに寄与するため、装着費の一部を助成した。 | マイクロチップ装着数 400頭 | 1,200 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 13 | 費用対効果が不明であり、市が実施する必要性が低い。 | | 廃止 |
| 105 | 大気汚染防止対策事業 | 生活環境課 | 人の健康を保持するとともに生活環境を保全するため、市内玉川中学校外5箇所において自動測定機を用いてモニタリング調査を行い、環境基準との比較を行うことにより大気汚染状況を把握した。 | 大気汚染(オキシダント)調査時間 23,968時間 | 7,505 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 17 | 大気汚染を把握し環境基準との比較を行うもので、市民の健康保持等のため、引き続き実施する必要がある。 | | 継続 |
| 106 | 水質汚濁防止対策事業 | 生活環境課 | 河川等の公共用水域や地下水の水質の現状を把握し、工場・事業場からの排水を監視することにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に努めた。 | 環境基準設定のある検査項目 2,893項目 | 20,251 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 17 | 水質に係る環境基準の達成状況や事業所排水の状況を確認するために継続して調査する必要がある。 | | 継続 |
| 107 | 勤労者貸付融資預託事業 | 勤労福祉課 | 市内在住の勤労者の教育、生活及び住宅資金等の低利かつ円滑な貸付を図った。 | 貸付融資件数実績 542件 | 492,000 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 19 | 勤労者の生活安定を図ることは、経済社会の発展には必要不可欠であり、経済社会情勢に即した支援を継続する必要がある。 | | 継続 |
| 108 | 厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金 | 勤労福祉課 | (財)厚木市勤労者福祉サービスセンターへ補助金を交付することにより、市内の中小企業で働く勤労者のための福利厚生事業を推進し、安定した労働力の確保を図った。 | 目標に対する会員割合 4,954人 | 59,998 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 外郭団体として、自主的・自立的な運営の確立を図るため、勤労者サービスセンターの組織や運営について、見直しを促進する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 109 | かんがい排水路整備事業 | 農業政策課 | 農業生産基盤としての用水路の整備、改修を行い、用水の安定供給を行うことにより生産性の向上や農地の保全を図るかんがい排水路の整備計画並びに整備工事の実施した。 | 整備延長 1,111m | 101,426 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 18 | かんがい用水路の整備は、生産基盤の重要な柱であり、欠かすことのできない事業として継続していく必要がある。 | | 継続 |
| 110 | 農業後継者育成対策事業 | 農業政策課 | 次代の農業の担い手である農業後継者の育成確保を図るため、農業後継者団体等の活動を支援し、就農環境づくりを図った。また、農業に関連した事業を実施し、市民に農業に対する理解を深めた。 | 農業体験事業等参加者数 64人 | 960 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 本市の特性である都市農業の振興を推進する上で、担い手・後継者の減少は問題であり、継続する必要がある。 | | 継続 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果[外部 評価対象 子事業名] | 評価結果 |
|-----|----------------|-------|--|-------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|--------------------------------|---------|
| 111 | 農地有効利用促進事業 | 農業政策課 | 経営規模の拡大を志向する農業者(認定農業者等)への農地の利用集積を促進するとともに、遊休農地(耕作放棄地)の解消及び発生防止を図るため、農地の流動化により有効利用を図った。 | 利用権設定面積 -ha | 5,329 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 農業者の高齢化や後継者不足、更には社会的要因で農地が減少しつつある状況では、その有効利用は最優先課題であることから、積極的な推進を図ることが必要である。 | | 拡大 |
| 112 | 農道整備事業 | 農業政策課 | 生産基盤である農道の拡幅整備・舗装整備を行い、農耕関係車輛の通行を容易にするなど、農業生産性の向上を図るため、農道の拡幅・舗装整備の計画並びに整備工事を実施した。 | 整備延長 905m | 78,073 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 農業生産基盤である道路の拡幅、舗装等の整備は、農作業の省力化、効率化が図られ、生産基盤の充実には欠かすことのできない事業であり、継続する必要がある。 | | 継続 |
| 113 | 園芸振興対策事業 | 農業政策課 | 都市近郊としての有利性を生かした都市農業の確立をするため、機械や最新技術等の導入による経営の近代化、省力化を推進し、園芸作目の振興を図った。 | 園芸用施設整備 5件 | 13,445 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 農業関係補助金全体を再度精査し、補助金の統合に向けて見直しを検討する必要がある。 | 縮小【花き消費拡大推進事業交付金・野菜振興対策事業補助金】 | 見直し(統合) |
| 114 | 自立経営農家育成資金融資事業 | 農業政策課 | 市内の自立経営農家を育成するため、農業経営に要する資金の低利な融資を行うことにより、農業経営の合理化を推進し、農業の振興と経営の安定を図った。 | 新規融資件数 0件 | 50,000 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 17 | 農家数の減少等により、利用率は高くないが、必要とする農家を支援するため、継続する必要がある。 | | 継続 |
| 115 | 水田農業構造改革補助事業 | 農業政策課 | 需要に即応した米づくりによる水田農業経営の振興を図るため、水稻作付目標面積配分に係る事務費の補助を行った。 | 事務事業費補助件数 1件 | 1,000 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 米の生産調整は19年度から地域の米需要に見合う計画生産と販売方法が取られたことにより、JAあつぎへ事務移管し円滑に事業が実施されたため完了とする。 | | 完了 |
| 116 | 地域営農活動促進事業 | 農業政策課 | 農林事務事業の円滑な推進を図り、都市農業の振興及び農業経営の安定化を図るため、農業機械の補助を行った。 | 水田作用農業機械導入補助件数 1件 | 2,504 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 農業関係者との連携強化等のため、必要な事業ではあるが、事業の見直しを図り、より効果的な支援策を実施する必要がある。 | | 見直し(改善) |
| 117 | 畜産経営支援対策事業 | 農業政策課 | 先進技術を導入し、畜産経営の近代化を図り、また、家畜伝染病の発生を防止するため、自主防疫体制の確立を図った。 | 污水处理施設補助数 3基 | 5,660 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 都市化の中で、畜産農家と地域住民との共生、地域社会と調和した畜産経営の維持管理を図り、安心安全な食糧供給につなげるために、継続する必要がある。 | | 継続 |
| 118 | 鳥獣等被害対策事業 | 農業政策課 | 有害鳥獣の捕獲や追い払い、獣害防護柵(電気柵)の設置などにより、鳥獣による農作物被害を防止し農業経営の安定化を図った。 | 獣害防護柵 770m 追い払い 265回 | 16,462 | 5 | 5 | 3 | 4 | 4 | 21 | 鳥獣被害は農業面だけでなく、地域社会全般に及んでおり、その対策も十分でないことから、積極的に取り組んでいく必要がある。 | | 拡大 |
| 119 | 中山間地対策事業 | 農業政策課 | 中山間地域の活性化のため、移植したカボスについて、果実の加工技術や食材としての活用方法を視野に入れ、地域資源の創出を図るため、植栽箇所の維持管理を行った。 | 肥培管理及び草刈等の維持管理 1件 | 300 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 13 | 移植したカボスについて維持管理を継続する必要がある。 | | 継続 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|--------------|-------|--|---------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 120 | 都市農業対策事業 | 農業政策課 | 厚木市の農業の特性である都市と調和した農業の発展のため、市民の農業に対する理解と親しみを深めるとともに、都市農業の振興を図った。 | 厚木市市民農園及びJAあつぎ市民農園の設置数8箇所 | 4,418 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 首都圏近郊という優位性を生かした農業の振興を積極的に推進する上で、継続して実施する必要がある。 | | 継続 |
| 121 | 農業経営基盤強化促進事業 | 農業政策課 | 認定農業者をはじめとした農業の担い手の経営改善等を図るとともに農業者団体の活動を支援した。 | 認定農業者66経営体 | 850 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 17 | 食糧自給率の向上、地産地消を図る上で、担い手の育成、農地の有効利用を進め、経営基盤の強化を図るため、継続する必要がある。 | | 継続 |
| 122 | 地場消費対策事業 | 農業政策課 | 市内で生産された新鮮で安全・安心な農畜産物や加工食品等の直接販売を通して、生産者と地域住民の交流を推進するとともに地場消費拡大と生産者の経営安定を図った。 | 朝市の開催回数52回 | 4,430 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 18 | 事務局の在り方について、厚木市民朝市推進委員会出店者組合・夕焼け市出店者組合と協議のうえ、見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 123 | 森林保育事業 | 農業政策課 | 近年の生活様式の変化により、荒廃している森林を活性化させるために、山林所有者の活動を支援し、適切な森林施業を行うため、補助金を交付した。 | 森林整備面積13.1ha | 13,300 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 20 | 市域の約30%を占める森林は、貴重な自然資源であり、この森林の適正な維持確保をするため、継続して実施する必要がある。 | | 継続 |
| 124 | 七沢ふるさと食文化村事業 | 農業政策課 | 中山間地に位置する七沢地域の気候風土に適した農作物の発掘、鳥獣被害の少ない農作物の実証栽培をはじめ加工技術等の調査研究を行い、中山間地農業の振興を図った。 | 特産物となる農作物の選定8品目 | 1,345 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 農作物の実証実験のみで、事業の成果が目的と離れているとともに、5年にわたる事業の実施で実証は済んだと考えられるため。 | 廃止【七沢食文化村事業費】 | 廃止 |
| 125 | 商業ベンチャー事業 | 商業振興課 | 商業起業家を発掘し、創業支援を行うことにより、地域経済の活性化に寄与する企業の発掘を行った。 | 応募者数16人 | 3,050 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 事業の目的である地域経済の活性化に結びつく商業起業家の発掘・育成に至っていない状況があるため。 | | 廃止 |
| 126 | 商業活動振興事業 | 商業振興課 | 厚木市商店会連合会が実施する商業振興事業（歳末連合大売出しなど）や商店会花いっぱい運動事業などに対する支援を行った。また、エンゼルサポート事業を実施し、子育て支援と市内産業の振興を図った。 | エンゼルサポート事業のカード発行数5,215枚 | 42,971 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 18 | 市内商業の宣伝方法や、集客力の向上の手法等について、さらに検討を進める必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 127 | 商店街活性化事業 | 商業振興課 | 各商店会が地域の特性を生かした独自の事業を実施することにより、商店街のイメージアップや集客力の向上を図った。 | 事業数2件 | 1,960 | 3 | 3 | 3 | 2 | 4 | 15 | 商業活動の活性化を目的とした事業展開の方向性を指導することが必要であるが、近年、商店会の体力低下が顕著となっており、事業の見直しが必要である。 | | 見直し (改善) |
| 128 | 中心市街地活性化事業 | 商業振興課 | 継続的な事業展開や回遊性等を考慮したイベント等を実施することにより、市街地に賑わいを取り戻し、商業の活性化を図った。 | イベント実施回数3回 | 22,539 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | まち元気アップ委員会の活動内容が、市街地にぎわい懇話会と構成員等で類似していることもあり、統合を考える必要がある。また、事業内容も精査した上で見直すことも必要がある。 | | 見直し (統合) |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|----------------------------|-------|--|----------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 129 | 販売促進事業 | 商業振興課 | 地域に根差した経済活動の担い手として、商店会活動が活性化できるよう指導助言を行った。 活性化の中心となる商店会が協力して行う、共同売出し、宣伝、装飾等の事業を補助することにより、商店会の活性化を図った。 | 事業数 24件 | 4,778 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 市民満足度調査の結果を踏まえ、事業内容を精査し、見直しを図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 130 | 観光地整備事業 | 観光政策課 | 首都圏近郊に位置する本市の優位性と豊かな自然と温泉等に恵まれた観光資源を生かし、地域主導での観光地づくりを行った。 | 観光客入込 客数(市内) 3,208,105人 | 4,997 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 18 | 飯山・七沢地区は本市の重要な観光地であり、特に自然資源を十分整備活用し、集客力を高める必要がある。 | | 拡大 |
| 131 | 観光行事推進事業 | 観光政策課 | 市内で行われる観光イベントを補助、事業委託などを行い、市のイメージアップにつなげ、集客力の向上が図られた。 | 祭り開催期間 中の来場者 数 814,100人 | 61,004 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 市民満足度調査の結果を踏まえ、事業内容を精査し、見直しを図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 132 | 企業誘致促進事業 | 産業政策課 | 本市の業務核都市としての機能の強化及び経済の持続的な発展を図り、市民の雇用機会の拡大と生活環境の向上に資するため、市内に立地を行う企業等に対し、奨励措置を講ずることにより、企業等の誘致を促進した。 | 奨励措置適 用件数 11件 | 11,080 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 24 | 中小企業の利用促進を図る新たな支援策を推進するなど、積極的な取組みが必要である。 | | 拡大 |
| 133 | 企業誘致促進方 策調査事業 | 産業政策課 | 企業誘致による効果を具体的数値で示し、適用を受けた企業が立地したことによる経済波及効果を検証するため、調査を実施した。 | 経済波及効 果額 | 4,000 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 25 | 平成19年度調査完了。今後、調査結果を効果的な企業誘致と企業が進出しやすいまちづくりの推進に資する。 | | 完了 |
| 134 | 商工業振興事業 | 産業政策課 | 中小企業の経営指導事業の拡大及び充実、また商工会議所が実施する諸事業の活性化を目的に補助金を交付した。 | 商工業振興 補助 1式 | 17,551 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 地域唯一の経済団体である商工会議所との効果的な連携を図っていく必要がある。 | | 継続 |
| 135 | 創業者・ベン チャー企業等育成 支援事業 | 産業政策課 | 創業者・ベンチャー企業等が新たな事業分野に進出しやすい環境を整備し、地域経済の活性化、雇用機会の創出を図るため、インキュベート施設入居家賃の一部を補助した。 | 入居者補助 11室 | 17,535 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 19 | 空室解消に向けた努力とともに、設置者への魅力ある入居者へのソフト支援を要請するなど、事業内容を精査し、見直しを図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 136 | 中小企業技術者 育成促進事業 | 産業政策課 | IT講座等の開催並びに技術者養成研修への従業員派遣に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の人材育成と技術力の向上を図った。 | 技術者研修 受講費を補 助した企業数 9社 | 1,372 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 高度技術に対応するため、中小企業の技術者養成のための支援は必要である。 | | 継続 |
| 137 | 中小企業技術力 向上促進事業 | 産業政策課 | ISO国際認証取得や見本市等に出席する費用の一部を補助することにより、市内企業の受発注機会の拡大等を図った。 | ISO認証取 得補助企業 数 5社 | 4,419 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 19 | 企業のISO取得に関し、市が補助する必要性があるか検討し、期限を限定して実施するなど、見直しが必要である。 | 改善【ISO 認証取得 促進事業 補助金】 | 見直し (改善) |
| 138 | 中小企業事業資 金融資事業 | 産業政策課 | 事業資金等の融資や融資経費（信用保証料や利子補給）の補助等を行うことにより、市内中小企業者の経営の安定を図った。 | 厚木市中小 企業融資制 度利用件数 239件 | 1,819,353 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 社会経済の情勢から、拡大する必要がある。 | | 拡大 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果[外部 評価対象 子事業名] | 評価結果 |
|-----|-----------------------------|--------------|--|-----------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 139 | 中小企業活性化 推進事業 | 産業政策 課 | 市内の製造業を中心とした中小企業へ中小企業診断士等による巡回訪問や専門相談を行い、経営革新と技術力向上による経営基盤の強化を図った。 | 巡回訪問した 企業数 50社 | 4,920 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 19 | 中小企業の課題解決に向けた、総合的ソフト支援事業としての機能を保つ必要がある。 | | 継続 |
| 140 | あつぎテクノフェスタ 開催事業 | 産業政策 課 | 企業・大学等の優秀な製品・技術を展示紹介し、産学・産産交流の促進及び広域的受発注機会の拡大を図った。 | 出展企業数 33社 | 12,834 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 中小企業の販路開拓及び拡大のための広域的・効果的な事業手法を検討していく必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 141 | 市街地活性化事 業 | 市街地に ぎわい課 | 本厚木駅周辺を中心市街地における活気やにぎわいを取り戻すことを目的として、空き店舗開店支援事業を実施した。 | 補助金交付 件数 10件 | 16,379 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 中心市街地のにぎわいの創出のため、積極的に実施する必要がある。 | | 拡大 |
| 142 | 道路整備五箇年 計画策定事業 | 道路総務 課 | 道路交通の安全性の確保及び生活環境の改善並びに人優先のみちづくり等に向けた、計画的な道路整備を促進するための部門別の計画を策定した。 | 整備計画策 定業務 1業務 | 6,300 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 平成20年度～平成24年度の整備期間内の第6次厚木市道路整備五箇年計画の策定が平成19年度で完了。 事業の進行管理を行っていく。 | | 完了 |
| 143 | 道路用地取得事 業(後退分、未登 記分) | 道路総務 課 | 建築行為や特定開発事業に伴う道路後退用地並びに未登記道路用地を取得し、狭い道路等を拡張整備することにより歩行者や車両の通行安全を確保するとともに消防等緊急車両の通行障害を解消し、市民の安全で快適な生活を確保を図った。 | 取得目標に 対する取得 件数割合 70% | 264,331 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 | 23 | 居住環境の良好な形成や防災面から、事業を継続的に進める必要がある。 | | 継続 |
| 144 | 測地成果2000導 入に伴う座標変換 事業 | 道路管理 課 | 測量法の改正に伴い、公共測量の基準点を日本測地系から世界測地系に移行し、座標値の変換を進め、高精度のデータ供給等を可能とすることで、土地利用など経済活動の活性化が図られる。 | 世界測地系 への座標変 換 31,500点 | 19,635 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 平成20年度で事業完了。 | | 完了 |
| 145 | 国土調査事業 | 道路管理 課 | 土地一筆ごとの民々境界等を地権者立会の下、地積に関する測量調査を実施し、地籍を明確化し、その成果(地籍図及び地籍簿)を法務局に送付した。 | 調査実施面 積 0.05km ² | 8,886 | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 24 | 年次計画に沿って着実に事業の実施を図る必要がある。 | | 継続 |
| 146 | 交通安全施設用 地取得事業(幹線 市道課) | 幹線市道 課 | 地権者と用地交渉し、交通安全施設整備に必要な道路用地の取得を行った。 | 協力地権者 数 1人 | 7,000 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 効率的かつ効果的な事業実施のため、データNo150の交通安全施設整備事業に統合し、推進していく。 | | 見直し (統合) |
| 147 | 道路新設改良用 地取得事業(幹線 市道課) | 幹線市道 課 | 地権者と用地交渉し、幹線道路の整備に必要な道路用地の取得を行った。 | 協力地権者 数 19人 | 243,000 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 計画的かつ効率的な事業実施のため、データNo151の道路新設改良事業に統合し、推進していく。 | | 見直し (統合) |
| 148 | 都市計画道路整 備事業 | 幹線市道 課 | 地域幹線道路とのネットワークを図ることにより、交通渋滞の解消と地域交通の円滑化を図った。 | 道路整備延 長 769m | 402,895 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 地域間交流の強化と地域経済の活性化を図るため、積極的に整備を行う必要がある。 | | 拡大 |
| 149 | 厚木環状3号線街 路整備事業 | 幹線市道 課 | 都市計画道路の整備を行い、安全で快適な市民生活を確保するとともに、交通渋滞の解消を図った。 | 測量・実施設 計延長 2000m | 26,882 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | データNo148都市計画道路整備事業に統合し、道路交通ネットワークの整備を進めていく。 | | 見直し (統合) |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|--------------------|---------|--|------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|---------|
| 150 | 交通安全施設整備事業 | 幹線市道課 | 1.2級市道に係る歩行者の通行(通学路や公共施設周辺部)の安全性に配慮し、計画的に歩道整備を実施した。特に、バリアフリーの視点から安全且つ円滑な歩行空間の確保に努めた。 | 道路整備延長 251m | 47,886 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 誰もが安心して安全に移動できる歩行空間の整備のために継続して実施する必要がある。 | | 継続 |
| 151 | 道路新設改良事業 | 幹線市道課 | 交通渋滞の解消と地域交通の円滑化を図った。 | 道路整備延長 741.4m | 239,443 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 地域間の交流や地域経済の活性化を図るため、道路ネットワークの形成を継続的に進めていく必要がある。 | | 継続 |
| 152 | 交差点等改良事業 | 交通渋滞対策課 | 交差点の改良により、道路利用者がスムーズで安全な通行ができるようにした。 | 渋滞緩和割合 3箇所 | 69,014 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 即効性の高い交通渋滞対策として、今後とも交差点改良を継続的に進める必要がある。 | | 継続 |
| 153 | 交差点等改良用地取得事業 | 交通渋滞対策課 | 地権者と用地交渉し、交通渋滞の緩和を促進するための交差点等改良事業に必要な道路用地を取得した。 | 用地取得事業への協力 2人 | 70,797 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 現事業内容を維持し、計画に沿って事業を推進する。 | | 継続 |
| 154 | 道路交通施設改善事業 | 生活道路課 | 高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律に基づき移動円滑化基本構想により重点整備区域と特定経路を設定し、全ての人が通行しやすい歩道整備を実施した。 | 道路交通施設の改善箇所数 6箇所 | 382,275 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 現事業内容を維持し、計画に沿って事業を推進する。 | | 継続 |
| 155 | 急傾斜地崩壊対策事業 | 生活道路課 | 急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命・財産を守るため、県が実施する事業に対して負担金を支出した。 | がけの施工総延長 3,951m | 15,950 | 5 | 5 | 3 | 5 | 3 | 21 | 急傾斜地の事業指定を受けるとともに、災害から人、財産を守るために継続して進めていく必要がある。 | | 継続 |
| 156 | 交通安全施設整備事業(生活道路) | 生活道路課 | 歩行者(高齢者・障害者・児童・生徒等)の安全で安心して通行できる空間を確保するため、利用形態、通学ルート等を検討し、整備を実施した。 | 生活道路の歩道整備延長 167m | 32,705 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 効率的、効果的な事業実施のため、データNo158道路新設改良事業(生活道路)に統合し、推進する必要がある。 | | 見直し(統合) |
| 157 | 交通安全施設用地取得事業(生活道路) | 生活道路課 | 歩行者(高齢者・障害者・児童・生徒等)の安全で安心して通行できる空間を確保するための道路用地を取得した。 | 用地買収計画と実績の割合 0㎡ | 0 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 | 23 | 効率的、効果的な事業実施のため、データNo159道路新設改良用地取得事業(生活道路)に統合し、推進する必要がある。 | | 見直し(統合) |
| 158 | 道路新設改良事業(生活道路) | 生活道路課 | 市民が、安全で安心した快適な日常生活を営めるよう、消防活動に支障をきたす路線、地域間を連絡する路線、地域間の主要路線並びに幹線市道のネットワークを補完する路線等の整備を実施した。 | 生活道路整備件数 35件 | 426,000 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 25 | 地域の生活環境の向上を図るため、地域の状況を把握し、計画的に事業を推進する必要がある。 | | 継続 |
| 159 | 道路新設改良用地取得事業(生活道路) | 生活道路課 | 市民が、安全で安心した快適な日常生活を営めるよう、消防活動に支障をきたす路線、地域間を連絡する路線、地域間の主要路線並びに幹線市道のネットワークを補完する路線等を拡幅整備するための道路用地を取得した。 | 用地買収計画と実績の割合 1,514㎡ | 105,215 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 25 | 地域の生活環境の向上を図るため、地域の状況を把握し、計画的に事業を推進していく必要がある。 | | 継続 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|-------------------|-----------|---|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|--------------------------------|-------------|
| 160 | 健康・交流のみち づくり事業 | 生活道路 課 | 魅力ある河川堤防を活用した歩行空間のネットワーク化を通して、市民の健康と交流を支えるみちづくりを行うため、計画対象となる“メインルート”の6河川(相模川、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川)沿いの堤防道路について、実施計画策定後に実施設計を行い、ルート整備及び休憩施設・サイン等の整備を実施した。 | 整備延長委 託業務 1.0式m | 12,961 | 4 | 3 | 4 | 5 | 5 | 21 | 身近で余暇が過ごせ、健康的なライフスタイルの形成等に寄与するため、積極的に進めていく必要がある。 | | 拡大 |
| 161 | 道路里親制度事 業 | 道路維持 課 | 住民と行政が協力して美しい潤いのある道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を図ることを目的として、中心市街地や植樹帯の整備された市道において、周辺住民や事業者が道路里親として登録をいただく道路里親制度(アダプト制度)を実施した。 | 道路里親制 度の新規登 録団体数 15団体 | 3,280 | 5 | 4 | 5 | 5 | 3 | 22 | 市民の道路環境づくりへの意識の向上を図り、事業への参画を促すため、積極的な取組みが必要である。 | | 拡大 |
| 162 | 橋りょう耐震補強 事業 | 道路維持 課 | 大規模地震に備えて橋りょうの安全対策(落橋防止)を実施し、避難路や輸送路の確保を行い、市民の安全なる施設利用を図った。 | 耐震補強済 み橋りょう数 47橋 | 52,706 | 5 | 5 | 3 | 4 | 5 | 22 | 平成19年度で事業完了。 避難路及び緊急輸送路の確保ができた。 | | 完了 |
| 163 | 市街地整備状況 調査事業 | 都市計画 課 | 都市計画法に基づく区域区分(線引き)見直しのための調査を実施し、保留区域やインターチェンジ周辺の土地利用なども含めた新たな市街化区域への編入や、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の策定資料とした。神奈川県が策定した「第6回線引き見直しに係る基本的基準」に基づき、線引き見直しを行った。 | 委託調査発 注 1式 | 8,400 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 22 | 平成19年度で事業完了。 都市計画法に基づき用途地域の見直しに活用を図った。 | | 完了 |
| 164 | 都市マスタープラン 推進事業 | 都市計画 課 | 都市計画法に基づき、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、「厚木市総合計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容に即して都市づくりの方向性を示すための計画を改定した。 | 委託調査発 注 1式 | 3,990 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 | 23 | 計画の改定が終了するため、完了とする。 今後は、新総合計画との整合を図りつつ、都市づくりの道筋を明らかにしていく。 | | 完了 |
| 165 | 都市計画基礎調 査事業 | 都市計画 課 | 都市計画法第6条に基づく、まちづくりの基礎調査で、土地利用現況、人口規模、産業分類別人口等の調査を行い次回線引き見直しのための資料とする。 | 委託調査発 注 1式 | 14,070 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 22 | 平成19年度で事業完了。 都市計画法に基づき、次回の用途地域の見直し資料として活用を図っていく。 | | 完了 |
| 166 | 街なみ計画策定 事業 | 都市計画 課 | 景観法の施行に基づき、本市の景観形成に関する方向性を定め緑豊かな美しい街なみの創造や保全のため景観計画の策定を目指し、基礎調査を行った。 | 委託発注 1式 | 3,297 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 都市の景観の創造や保持に有効であり、今後の厚木市のまちの魅力づくりに結びつけるため、積極的に取り組む必要がある。 | | 拡大 |
| 167 | 子育て環境整備 事業 | 住宅政策 課 | 子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに育つ環境を整備するため、民間賃貸住宅に住み第3子以降の子が平成18年度以降に2歳になった父又は母を対象に、月額家賃の3分の1(2万円を限度)を助成した。 | 助成件数 46世帯 | 6,685 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 市民への周知を図るとともに、対象範囲の見直し等を実施し、より活用が図られるよう改善を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|--------------|-------|---|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 168 | 木造住宅耐震改修促進事業 | 建築指導課 | 木造住宅耐震改修促進事業は、平成18年度までは耐震診断費の助成(658棟)を実施しており、その診断結果は、全体の約70%(466棟)が「要補強」となっていることから、平成19年度からは診断に加え補強工事の一部を助成することにより木造住宅の耐震性を向上させ、減災をめざし、自然災害への対応を進め、市民が安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりの推進を図った。 | 耐震診断 67棟 | 14,500 | 5 | 5 | 3 | 5 | 3 | 21 | 大規模地震における建築物の倒壊・被害による人的・経済的災害を減災させるため、建築物の耐震化の促進について、市民の理解と協力を得るための普及、啓発を図り、市内の建築物の耐震化率の向上を促進する必要がある。 | | 拡大 |
| 169 | 住居表示整備事業 | 開発指導課 | 住所の混乱、不便、不合理を解消するため、住居表示に関する法律に基づき、都市基盤整備の状況や人口集中地区の拡大などを踏まえ、地域の文化や既存の地名等に配慮した住居表示を実施し、分かりやすいまちづくりを推進する。 | 基礎調査業務委託報告書完成および関連資料収集作成 1式 | 3,465 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 18 | 住居表示は、住所を合理的で分かりやすくするためのものであることから、継続的に実施していく必要がある。 | | 継続 |
| 170 | 公園緑地整備事業 | 公園緑地課 | 市民の憩い、安らぎの場として、公園・緑地の整備を進め、中村橋公園外6公園の整備を実施した。 (うち、1箇所、中町花の公園はH20年度へ繰越明許により実施。繰越額24,865千円) | 街区公園等の整備箇所数 7箇所 | 184,189 | 5 | 4 | 3 | 4 | 5 | 21 | 公園改修整備計画に基づき、計画的に事業を推進していくため、継続とする。 | | 継続 |
| 171 | 屋上緑化推進事業 | 公園緑地課 | 都市空間の緑化を推進し、生活環境の向上とヒートアイランド現象の緩和や大気汚染の低減など良好な自然環境の創出に寄与すること。民間建築物の屋上緑化に必要な経費の一部を補助した。 | 補助金交付数 1件 | 759 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | ビルの多い中心市街地では特にヒートアイランド現象による気温上昇の軽減を図る必要から、緑化率向上の一翼を担うことから一層の整備促進が必要である。 | | 拡大 |
| 172 | 花未来事業 | 公園緑地課 | 公募により参加した地域の団体(ボランティア団体)が、公園施設を活用し、市より配布した草花の植付、育成管理を実施することにより、地域住民が公園施設をより身近なものとし、緑化推進と公園施設に対する意識向上を図った。 | 新規年間ボランティア登録 団体数 11団体 | 4,155 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 | 18 | 市民主体の協働型のまちづくりを推進するため、事業の一層の充実を図る必要がある。 | | 拡大 |
| 173 | みどりの基金活用事業 | 公園緑地課 | 美しい自然と調和した快適都市を目指して、緑の保全と緑化の推進を図るために、一般会計からの繰入れ及び市民や民間企業等からの寄付をみどりの基金へ積立てた。 | 寄付金 1,167,800円 | 1,168 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 17 | 緑地保全と緑化推進を計画的に進めていくための手段として、継続していく必要がある。 | | 継続 |
| 174 | 緑を豊かにする事業 | 公園緑地課 | 花と緑あふれるまちとして発展させるとともに、緑がもたらす潤いと安らぎを市民に感じてもらうために、緑のまつり等を開催した。 | 緑のまつり 1回 | 5,970 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 17 | 緑の大切さについて、市民意識の醸成が図られるよう、内容について見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 175 | 緑地保全事業 | 公園緑地課 | 緑地の保全を図るため、「厚木市緑を豊かにする事業推進要綱」に基づき、保護地区等に指定された樹林・樹木等に奨励金を交付し、所有者等に保全育成を促した。 | 奨励金交付 519件 | 18,685 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 14 | 緑地保全と緑化推進を進めていくため、積極的に進捗を図る必要があるが、半永久的に助成していくことに関しては改善を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|-------------------|-------------|--|--|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|--|-------------|
| 176 | 土地区画整理推進事業 | 都市整備 総務課 | 計画的かつ充実した都市基盤を形成するため、土地区画整理促進区域及び保留区域の地権者に対し、土地区画整理の事業化を目指した地元説明会を開催した。 | 説明会等開催件数 4回 | 4,075 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 20 | 土地区画整理促進区域の未整備箇所や一般保留区域の事業化の促進を図り、良好な都市基盤を形成するため、積極的な推進を図っていく必要がある。 | | 拡大 |
| 177 | 自動車駐車場事業(特別会計繰出金) | 都市整備 総務課 | 駐車場の利用実態、路上駐車状況を把握し、駐車場の計画的な維持管理を推進し、健全な運営を図った。 | 利用台数 241,811台 | 337,656 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 運営の効率化を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 178 | 寿町一丁目周辺地区整備計画策定事業 | 都市再生 課 | 寿町一丁目の密集市街地について、防災機能強化のための都市基盤整備を進めるため、「寿町一丁目周辺まちづくり協議会」を始めとした市民と行政が一体となった文化の薫る防災に強い街づくりを推進を図った。 | 参加割合 79% | 1,038 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 今後の事業展開について、検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 179 | 本厚木駅南口地区市街地再開発事業 | 都市再生 課 | 当該地区は都市再生緊急整備地域の指定を受けており、にぎわいのある街として整備することが急務となっている。このため、権利者の合意形成を図りながら、市街地再開発事業の推進を図っている。 | 会合開催数 44回 | 15,211 | 5 | 3 | 3 | 4 | 4 | 19 | 交通結節点である本厚木駅南口の交通機能強化を図るとともに、中心市街地活性化のための商業、業務、居住のバランスの取れた複合都市機能集積への誘導を図っていく必要がある。 | | 継続 |
| 180 | 愛甲石田駅周辺整備事業 | 都市再生 課 | 愛甲石田駅南口周辺地区において、駅北口との連携や機能分担を踏まえ、道路等の公共施設をはじめとする都市基盤を整備し、副都市中心拠点機能をもったまちづくりを進めるため、地元研究会と協議・検討して事業化を推進している。 | 事業手法の 合意形成 80% | 6,078 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 事業手法の見直しや整備エリアの段階的整備方針で事業を推進していく必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 181 | あつぎを潤す水の道事業 | 都市再生 課 | 中心市街地における都市水路の保全、再生、創出に向け、ヒートアイランド現象の緩和、災害時のライフラインとしての防災機能、地域コミュニティの再生への寄与を、多様な水源を有効利用し、「水の道」(水路)などにより、まちづくりを進めることを目的とした基本計画を策定した。 | あつぎを潤す 水の道事業 基本計画の 策定 100% | 5,376 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 14 | 平成20年度で事業完了。 今後は基本計画を個別事業の中で反映させていく。 | | 完了 |
| 182 | 都市再生推進事業 | 都市再生 課 | 本厚木駅周辺は、都市再生緊急整備地域に指定されており、民間活力の導入を推進し、中心市街地の活性化を図るための調査研究を進め、情報提供等を行い、法定市街地再開発事業や優良建築物等整備事業への誘導を図っている。 | 勉強会開催 回数 8回 | 3,350 | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 | 22 | 本厚木駅前にふさわしい都市機能の再整備に向け、早急かつ積極的にまちづくりのビジョンを確立し、関係権利者との連携により、にぎやかさや利便性が実感できる市街地の再生を図っていく必要がある。 | | 拡大 |
| 183 | 健康づくり村推進事業 | 地域再生 課 | 地域活力の再生を図るため、地理的・自然的特性、文化を生かし、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みとして、健康づくり大学や森林セラピー基地などの「健康づくり村推進事業」による地域力増に努めた。 | 飯山・七沢地区の増加入 込客数 124人 | 10,100 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 費用対効果を考慮し、事業の内容を検討する必要がある。 | 統合【健康 づくり村推 進事業費・ 健康づくり 大学開催 事業補助 金】 | 見直し (統合) |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|------------------|--------|---|----------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|--------------------------------|-------------|
| 184 | 地域再生推進事業 | 地域再生課 | 地域経済の活性化を目指し、特色ある里山や豊かな自然を活用し、地場産業の販売を行う「ふるさと食文化村」、自然とふれあう「ふるさと自然文化村」、体験学習や地域の自然を活用したバリアフリーのエコツーリズムの自然学習拠点整備による地域再生を推進した。 | 地域再生推進事業計画1事業計画 | 10,600 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 地元主導の体制作りをサポートし地域活性化を目指していくためには、継続的な取組みが必要である。 | | 継続 |
| 185 | 公共下水道事業（特別会計繰出金） | 下水道総務課 | 公共下水道事業の円滑な推進を図った。公共下水道雨水幹線の整備、合流式下水道の改善対策の推進、スクリーン及び貯留管の設置を行った。 | 公共下水道面整備率(汚水) 97.9% | 2,911,130 | 5 | 5 | 3 | 4 | 4 | 21 | 運営の効率化を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 186 | 排水路整備事業 | 下水道施設課 | 市街化調整区域内における雨水を速やかに排除し、家屋への浸水及び道路冠水等の被害を解消するとともに日常生活排水を円滑に排除し、生活環境の向上を図った。 | 排水路整備延長 1718m | 124,437 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 計画に基づき、事業を推進していく必要がある。 | | 継続 |
| 187 | 水辺ふれあい創出事業 | 河川課 | 本市の自然環境を構成する重要な要素である水辺(河川、小川、池、水源など)を対象に、憩いと活動の場の再生と創出に努め、水辺と人とのふれあいをより身近にする新たなまちづくりを推進した。 | 水辺ふれあい創出事業を実施する箇所数 11箇所 | 24,200 | 5 | 4 | 3 | 3 | 3 | 18 | 親水性や自然回帰を目指すための事業であり、一層の充実を図り、失われた環境を本来の自然に取り戻す必要がある。 | | 拡大 |
| 188 | 河川台帳整備事業 | 河川課 | 河川法第12条の規定により義務付けられている河川台帳を整備すると共に、情報・データを有効活用するため、河川台帳システムに入力し、事務の合理化・効率化並びに迅速化を推進し、市民サービスの向上を図った。 | 台帳整備率 57.4% | 2,000 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 法に基づく整備で、管理面等からも有効な手段であり、早期に整備に向け、継続して取り組む必要がある。 | | 継続 |
| 189 | 準用河川恩曾川改修事業 | 河川課 | 準用河川恩曾川流域を水害から守ると共に、親水性や動植物の生息環境に配慮した多自然川づくりにより改修している。測量、設計及び工事等を実施した。 | 改修延長 0.06km | 140,000 | 5 | 5 | 3 | 4 | 3 | 20 | 水害を未然に防止するための改修整備とともに、自然回帰の川づくりを積極的に進める必要がある。 | | 拡大 |
| 190 | 水源環境保全・再生事業 | 河川課 | 将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定確保することを目的とし、生態系に配慮した河川・水路等の整備工事及び河川・水路等における直接浄化対策工事を実施した。 | 実施事業箇所数 6箇所 | 64,500 | 5 | 3 | 4 | 4 | 3 | 19 | 将来の水の安定確保のため、計画を積極的に推進していく必要がある。 | | 拡大 |
| 191 | 消防団施設整備事業 | 消防総務課 | 地域の災害対応を担う消防団の活動拠点である消防団施設の充実強化を図った。 | 消防団拠点施設鉄骨化の棟数 18棟 | 12,149 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 17 | 災害時の地域の活動拠点である消防団器具置場は、地域の安心・安全の確保のため、引き続き計画的に整備を図る必要がある。 | | 継続 |
| 192 | 消防車両整備事業 | 消防総務課 | NOx・PM法等により更新する必要がある車両等を計画的に整備し、消防車両を効率的・効果的に整備することにより消防力の充実強化を図った。 | 消防車両の新規配備及び更新整備 9台 | 73,634 | 5 | 3 | 3 | 4 | 4 | 19 | 消防車両の整備は、消防・救急活動を実施するために欠かせない事業であり、今後発生が懸念される特殊災害への備えを考慮する必要がある。 | | 継続 |
| 193 | 消防水利整備事業 | 消防総務課 | 火災発生時における消火活動を効率的・効果的に行うため、40トン以上の防火水槽及び耐震性貯水槽(通常災害、大規模災害)を国で示す消防水利の基準に基づき計画的に整備した。 | 耐震性を有する防火水槽整備数 2基 | 19,605 | 4 | 3 | 2 | 4 | 4 | 17 | 震災時の有効な消防水利として、今後も継続して事業を行う必要がある。 | | 継続 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|----------------|-------|--|----------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 194 | 防火意識啓発事業 | 予防課 | 火災予防運動や防火指導等を実施し、市民等の防火意識を高揚させ、家庭や事業所における火災予防の推進を図った。 | 防火管理講習の受講者数 319人 | 3,443 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | ポスターコンクール等の周知方法等を見直す必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 195 | 消防資器材整備事業 | 厚木消防署 | 消防活動用器具の軽量化及び複雑多様化する災害に対処するための消防備蓄品等の整備充実を図った。 | 空気呼吸器用ボンベ・消火薬剤 29本 | 7,865 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 平成20年度で事業完了。 空気呼吸器用ボンベ及び消火薬剤については、一定の整備・充実が図られたことから、今後は、更新・補充等を必要に応じて実施する。 | | 完了 |
| 196 | 私立幼稚園就園奨励事業 | 教育総務課 | 私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、私立幼稚園の教育環境の向上を図るため、保護者及び幼稚園の設置者に必要な助成をし、幼児教育を振興した。 | 私立幼稚園就園奨励費補助金交付者 3,778人 | 323,975 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 22 | 保護者の経済的負担の軽減にとどまらず、少子化対策としても有効な施策であり、積極的に取り組む必要がある。 | | 拡大 |
| 197 | 小・中学校保護者負担軽減事業 | 教育施設課 | 教材教具等に係る保護者の経済的負担の軽減を図った。 | 対象児童・生徒数 18,992人 | 63,640 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 事業内容の周知を図る必要がある。 | 改善・縮小・統合【小・中学校保護者負担軽減事業費】 | 見直し (改善) |
| 198 | 第二次校舎補強事業 | 教育施設課 | 安全かつ快適な施設環境を確保するため、大地震時に概ね小規模又は中規模な被害を受けるおそれのある優先度の低い校舎等を対象として第二次耐震補強事業を実施し、災害に強い安全な施設の整備促進を図った。 | 補強工事实施校 3校 | 20,688 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 | 22 | 安全で安心な教育環境の整備のため、最優先で補強工事を実施する必要がある。 | | 拡大 |
| 199 | 校舎・体育館改修事業 | 教育施設課 | 健全で安全かつ快適な施設環境を確保するため、施設の改修工事等を実施した。 | 工事实施校(棟・室) 9校(棟・室) | 328,940 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 20 | 安全で安心な教育環境の整備のため、最優先で補強工事を実施する必要がある。 | | 拡大 |
| 200 | 中学校昇降機整備事業 | 教育施設課 | 中学校全校に昇降機を設置し、給食の配膳の円滑化とともに学校施設のバリアフリー化を図った。 | 昇降機設置校数 90 | 691,878 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 19 | 平成19年度で事業完了。 中学校全校への昇降機の設置が完了した。 | | 完了 |
| 201 | 体育施設整備事業 | 教育施設課 | 健全で安全かつ快適な施設環境を確保するため、老朽化等が目立つコンクリートプールの改築を実施した。 | 工事实施校数 1校 | 58,265 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 体育施設を良好な状態で保全し、児童・生徒に安全で快適な教育環境を提供すること。また、消防水利の機能確保の面からも引き続き整備を図ることが必要である。 | | 継続 |
| 202 | 体育館補強事業 | 教育施設課 | 健全で安全かつ快適な施設環境を確保するため、体育館の耐震補強を実施し災害に強い安全な施設の整備促進を図った。 | 補強工事实施校数 3校 | 422,694 | 5 | 5 | 4 | 5 | 3 | 22 | 平成19年度で事業完了。 補強を必要とする全棟について事業が完了し、所期の事業目的を達成した。 | | 完了 |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|---------------------|-----------|---|--|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 203 | 特別教室冷暖房 設備設置事業 | 教育施設 課 | 児童・生徒が快適な室内環境の中で学習できるよう、小中学校の図書室・中学校音楽室に冷暖房設備を設置することにより、学習環境の整備を図った。 | 設置校数 1校 | 4,905 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 中学校音楽室については、遮音のため窓を閉める必要があり、特に夏季の授業や部活動においては、室内が高温になるため生徒の健康管理の面からも快適な室内環境の確保が必要である。 | | 拡大 |
| 204 | 小学校1年生35 人学級実施事業 | 教職員課 | 小学校1年生について35人以下の少人数学級編制とし、きめ細かな指導を展開し、基本的な生活習慣、基礎学力の定着を図った。 | 1クラス35人 以下の達成 率 100% | 18,169 | 5 | 4 | 3 | 5 | 4 | 21 | きめ細かい教育の推進において、新1年生35人学級の実施は、評価も高く、積極的に実施していく必要がある。 | | 拡大 |
| 205 | 学校給食施設整 備事業 | 保健給食 課 | 温かいものはより温かく、安心・安全な給食を実施することや、教育効果の面から、調理する人の顔が見える身近な給食とすることを目的として、共同調理場方式から単独調理場方式に切り替え、各小学校に単独調理場の建設をしている。 | ドライシステ ムの採用 2校 | 768,320 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 20 | 計画に沿って事業を推進していく必要がある。 | | 継続 |
| 206 | 南部学校給食セン ター整備事業 | 保健給食 課 | 南部学校給食センターは各小学校に単独調理場が建設されるまで給食調理を実施するため、給食施設及び設備の寿命を延ばすために調理器具の入替を行った。 | 設備改修及 び調理器具 交換 3件 | 31,489 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | 平成19年度で事業完了。 南部学校給食センターの施設及び設備の整備について、予定通り完了した。 | | 完了 |
| 207 | 学校保健事業 | 保健給食 課 | 学校医等の確保、健康診断の実施、学校薬剤師による環境衛生管理、学校事故見舞金の支給、医療費等の援助などを行ったことにより、児童生徒の健康保持増進、学校における保健管理・安全管理が図った。 | 就学時健康 診断受診者 2,176人 | 107,447 | 5 | 4 | 3 | 4 | 5 | 21 | 学校保健法等の法令に準拠した児童・生徒の健康管理を推進していくことは、教育委員会の責務であり、継続して実施する必要がある。 | | 継続 |
| 208 | 郷土資料館活動 推進事業 | 文化財課 | 生涯学習の一助となるよう、郷土資料館が調査や研究した郷土の歴史や自然等を市民に提供した。また、収蔵物や各種研究成果の展示及び講座を開催した。 | 郷土資料館 来館者数(展 示物見学者 及び講座参 加者数) 12,264人 | 4,375 | 4 | 4 | 3 | 4 | 5 | 20 | 郷土の歴史や文化を多くの市民に知ってもらうため、講座や展示の事業内容に工夫をこらす必要がある。 | | 拡大 |
| 209 | 学校IT化推進事 業 | 学校教育 課 | ITを活用した授業を展開することにより、児童・生徒に学習への興味を持たせ、確かな学力を身に付けさせるとともに、児童・生徒や教職員が普通教室や職員室において、ITを活用できる学習環境を整備した。 | 教員のコン ピュータによ る指導 86.3% | 32,759 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 17 | 児童・生徒に学習への興味を持たせるとともに、「確かな学力」を身に付けさせる有効な手法であり、積極的な取り組みが必要である。また、校務のIT化のため、より一層の整備に努める必要がある。 | | 拡大 |
| 210 | 情報教育推進事 業 | 学校教育 課 | 情報化の進展など社会環境の変化に対応するため、児童・生徒が主体的にITを活用することにより、学習意欲の向上や確かな学力の育成を図った。 | 学校ITサポ ーターの配置 効果 89.3% | 29,848 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 16 | 「分かる授業」や「確かな学力」の向上のために有効な手法の一つであることから、今後も、効果的な配置方法を研究しながら積極的に取り組む必要がある。 | | 拡大 |
| 211 | 教育研修・活動助 成事業 | 学校教育 課 | 各小中学校が児童・生徒や地域の実態に応じた特色ある学校づくりを推進するための支援を行うとともに、児童・生徒の学習活動や部活動の充実、教育の向上を目指すための活動を助成した。 | 開かれた学 校づくり推進 度 19,404人 | 110,633 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 19 | 各学校の特色ある事業展開の推進と効率的・効果的な予算執行を図るため、各学校の事業内容に応じた予算配分に改めるなど改善を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|-------------------------|-------|--|-----------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|--------------------------------|-------------|
| 212 | 国際教育事業 | 学校教育課 | 国際化社会に対応し、中学校に英語指導助手(ALT)及び小学校に国際教育指導員を派遣するなど、国際社会に生きる日本人育成の基礎づくりを推進した。 | ALT派遣に対する満足度 10校 | 46,005 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | こどもアート展は、目的の見直しを含め、より効果的な開催方法を図る必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 213 | 心の教育推進事業 | 学校教育課 | 不登校やいじめ等への対応が求められる中、学校・家庭・地域との連携の下、他者を思いやる心情や「生きる力」を育成するとともに、児童・生徒が安心して楽しい学校生活が送れるよう、各小・中学校に心の教室相談員を配置するなどの環境づくりを推進した。 | 心の教室相談員の活用度 1,172人 | 13,808 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 18 | 年々増加する小中学生の悩みやストレスに対応し、解決の道を開いていくために、今後も継続していく必要がある。 | | 継続 |
| 214 | 特別支援教育推進事業 | 学校教育課 | 障害のある児童・生徒が共に学べるよう学校生活での介助の充実や言葉の発達に必要な措置を行い、学習環境を整えた。 | 障害児介助員の活用度 68人 | 700 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 19 | 各学校において特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加していることから、一人一人の状況やニーズに応じて適切な指導を行うことができる環境を継続して整備する必要がある。 | | 継続 |
| 215 | 中学校1年生への補助教員(数学、英語)派遣事業 | 学校教育課 | 中学校1年生の数学と英語の基礎的・基本的学力の定着を図るため、熱意ある人材を補助教員として各中学校に配置し、学習活動を支援した。 | 補助教員の活用度 461人 | 38,297 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 17 | 新しい学習指導要領では、数学・英語については指導内容や授業時数が増加し、基礎学力の定着及び学習意欲の向上が一層求められる。そのための環境整備を積極的に行う必要がある。 | | 拡大 |
| 216 | 理科補助教員派遣事業 | 学校教育課 | 理科の授業において、観察・実験を側面から支援する補助教員を、市立小・中学校に派遣し、学習活動を支援することで、小・中学生の基礎的・基本的学力の定着を図った。 | 理科補助教員満足度 92% | 7,078 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 | 新しい学習指導要領では、観察・実験などの体験を充実し結果を整理し考察する学習活動が重視され、授業時数も増加することから、補助教員の派遣及び実験教室の実施については、実施形態を検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 217 | 就学奨励事業 | 学校教育課 | 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者や特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費などの経費の一部を支給し、教育の機会均等を図るとともに保護者の経済的負担の軽減を図った。 | 援助率 16% | 185,670 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 19 | 社会経済情勢が変化する中で、教育の機会均等を確保する施策として、継続していく必要がある。 | | 継続 |
| 218 | 人権教育推進事業 | 地域学習課 | 偏見や差別のない明るい社会の実現を目指し、人権問題に対する理解を深め、人権意識の高揚を図った。 | 講座などの研修会の開催 3回 | 305 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 人権教育は、あらゆる機会をとらえて継続的に実施していく必要がある。 | | 継続 |
| 219 | 家庭教育振興事業 | 地域学習課 | 家庭教育学級の開催を通して家庭教育の必要性や重要性の認識を高めるとともに、家庭の教育力の向上を目指し、小中学校PTA及び幼稚園保護者会等に家庭教育学級を開催した。 | 実施数 49団体 | 3,582 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 17 | より多くの保護者に、家庭教育の必要性や重要性を理解していただけるよう、できるところから積極的に進め、浸透を図っていく必要がある。 | | 拡大 |
| 220 | 生涯学習振興事業(地域学習) | 地域学習課 | 地域学習の拠点として、地域のそれぞれの特性をいかした事業を計画し、それらの学習活動を通して地域における学習の充実を図った。 | 参加者数 67,918人 | 15,879 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | ニーズを把握し、事業内容について検討していく必要がある。 | | 見直し (改善) |

平成20年度行政評価（平成19年度実施計画事業）

| No. | 実施計画事業名 | 課等名 | 事業の概要 | 事業指標 | H19 決算額 (千円) | 必 要 性 | 優 先 性 | 効 率 性 | 有 効 性 | 公 平 性 | 合 計 | 評価結果の具体的理由等 | 外部評価 結果【外部 評価対象 子事業名】 | 評価結果 |
|-----|---------------------|---------------------|--|-----------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|--------------------------------|-------------|
| 221 | 地域子ども教室推 進事業 | 地域学習 課 | 地域における異年齢交流や活動体験、ふれあいを通して、 将来を担う子どもたちに心の豊かさをはぐむため、地域の 社会教育団体やボランティアなどを中心に運営委員会を組 織し、交付金を交付し、イベントや体験活動を開催した。 | 実施団体 23団体 | 5,747 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 17 | 安心安全な子どもの居場所を確保するためにも、子 どもを対象とした事業との連携を強化し、充実を図 るとともに、効率を高める必要がある。 | 改善【地域 子ども教 室運営事 業交付金】 | 見直し (改善) |
| 222 | 道徳の普及・啓発 事業 | 地域学習 課 | 家庭、学校、地域の様々な場面において、家庭の役割やき ずな、社会生活におけるルールやマナー、人と人との心豊 かな関係などについて改めて考えてもらうため、豊かな人 格を育む道徳教育の普及・啓発を推進した。 | 啓発回数 2回 | 277 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 17 | 家庭教育振興事業と統合し、家庭教育の在り方も 含め、積極的に推進していく。 | | 見直し (統合) |
| 223 | 公民館整備事業 | 地域学習 課 | ・(仮称)睦合西公民館の造成工事等を実施。 ・新築移転する荻野公民館の設計委託等を実施。 | 施設整備 2館 | 144,847 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 17 | (仮称)睦合西公民館新築工事については、今後、 開館に向けた諸準備を遺漏のないよう進めていく必 要がある。荻野公民館の新築については、計画通 りの工事執行がなされるよう進捗状況の把握に努 めていく必要がある。 | | 継続 |
| 224 | 社会体育指導者 養成事業 | スポーツ 振興課 | 市民のスポーツ振興を図るため、体育指導委員を対象とし た研修会及び会議等を開催し、地域のコ・ディネーターとし ての熱意と能力を持つ体育指導委員の養成を図った。 | 指導者養成 19回 | 3,714 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 19 | スポーツ振興計画に定める「一市民スポーツ」の 目標達成のために、継続して取り組んでいく必要が ある。 | | 継続 |
| 225 | スポーツ活動普及 奨励事業 | スポーツ 振興課 | スポーツ指導者研修会や月例マラソンなど、市民に対する スポーツ活動の普及奨励により、健康・体力づくりの保持増 進を図った。 | 事業開催回 数 53回 | 18,056 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 19 | スポーツ振興計画に定める、成人の週1回のス ポーツ実施率50%以上の実現を目指し、継続して 取り組む必要がある。 | | 継続 |
| 226 | (仮称)飯山グラウ ンド整備事業 | スポーツ 施設課 | 市民のスポーツ・レクリエーション活動に必要な施設の充実 とアウトドアライフ活動の拠点とするため、整備を行った。 | 基本設計 1式 | 15,937 | 5 | 3 | 3 | 4 | 5 | 20 | 事業計画を見直す必要がある。 | | 見直し (縮小) |
| 227 | スポーツ施設整備 事業 | スポーツ 施設課 | みはる野スポーツ広場(整備面積:約2,300㎡)、下川入ター ゲットバードゴルフ場(9ホール、全長:605m)の整備を行っ た。 | スポーツ広場 等の整備 2箇所 | 11,873 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 19 | 市民に身近なスポーツ活動を展開する場として、今 後も継続してスポーツ施設の整備充実に努めていく 必要がある。 | | 継続 |
| 228 | 厚木シティプラザ 整備事業 | 中央図書 館 | 経年劣化に伴う、施設・設備の損傷や機能低下を、修繕等 で改善することにより、快適で安全な施設環境の維持存続 を図った。 | 工事及び修 繕の箇所 2件 | 13,017 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 17 | 大規模改修が終わり、厚木シティプラザ整備事業は 完了し、改めて他事業に変更し修繕等を実施してい く。 | | 完了 |
| 229 | 青少年非行防止 活動事業 | 青少年教 育相談セン ター | 青少年の非行を防止するため、街頭指導 環境浄化啓発活 動を実施した。 | 街頭指導回 数 578回 | 6,056 | 3 | 3 | 2 | 2 | 3 | 13 | 事業内容を見直し、現状に即した活動が展開できる よう事業の選択と財政、人材の集中を図り、効率的 な街頭指導活動等が実施できるよう体制の再構築 を検討する必要がある。 | | 見直し (改善) |
| 230 | 青少年相談事業 | 青少年教 育相談セン ター | 家庭、学校、地域との連携を密にし、心理療法、家族療法、 医療ケア等を含めたカウンセリング、家庭訪問、電話相談 を行った。 | 相談件数 7,029件 | 30,502 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 17 | 費用対効果を検証し、効率性及び有効性の向上を 目指すとともに、学校等との連携を図り、常に適切 な相談事業を展開する必要がある。 | | 継続 |

厚木市外部評価結果

■が外部評価委員会の評価結果です。

| No. | 部名 | 課名 | 親事業名 | 子事業名 | 廃止 | 見直し | | | | | 継続 | 拡大 |
|-----|---------|------------------------|------------------------|----------------------------|----|------|------|------|------|-----|----|----|
| | | | | | | (民間) | (改善) | (縮小) | (統合) | | | |
| 1 | 市政企画部 | 情報政策課 | 地域情報化推進事業費 | 地域映像メディア活用推進事業費 | 1 | 4 | (0) | (2) | (2) | (0) | 0 | 0 |
| 2 | | 情報政策課 | 電算システム事業費 | 電算システム運営事業費 | 0 | 5 | (0) | (3) | (1) | (1) | 0 | 0 |
| | | | | 電算室維持管理事業費 | | | | | | | | |
| | | 電算室維持補修事業費 | | | | | | | | | | |
| 3 | 総務部 | 行政総務課 | 統計グラフコンクール事業費 | 統計グラフコンクール費 | 3 | 2 | (0) | (0) | (0) | (2) | 0 | 0 |
| 4 | 財務部 | 納税課 | 市税徴収事務費 | 市税徴収事務費 (滞納整理臨戸徴収) | 0 | 3 | (0) | (3) | (0) | (0) | 2 | 0 |
| 5 | 福祉部 | 福祉総務課 | 健康スイミング事業費 | 健康スイミング事業費 | 0 | 4 | (0) | (4) | (0) | (0) | 1 | 0 |
| | | | 総合福祉センター運営事業費 | 総合福祉センター運営事業費 | | | | | | | | |
| 6 | | 福祉総務課 | 社会福祉団体等助成事業費 | 社会福祉協議会補助金 | 0 | 5 | (0) | (2) | (3) | (0) | 0 | 0 |
| 7 | | 高齢福祉課 | 在宅福祉推進事業費(在宅サービス事業) | 理髪、はり・きゅう・マッサージ助成事業費 | 1 | 3 | (0) | (2) | (0) | (1) | 1 | 0 |
| 8 | | 高齢福祉課 | 訪問介護員養成研修事業費 | 訪問介護員養成研修事業費 | 3 | 1 | (1) | (0) | (0) | (0) | 1 | 0 |
| 9 | | 障害福祉課 | 障害者福祉手当等給付事業費 | 障害者福祉手当給付事業費 | 0 | 4 | (0) | (2) | (2) | (0) | 1 | 0 |
| 10 | 障害福祉課 | 障害者社会参加促進事業費 | 障害者祝金等給付事業費 | 0 | 1 | (0) | (0) | (0) | (1) | 0 | 4 | |
| 11 | 福祉部 | 児童福祉課 | 保育所運営事業費 | 保育所運営事業費 | 0 | 3 | (1) | (2) | (0) | (0) | 2 | 0 |
| | | | 保育所維持管理事業費 | 保育所維持管理事業費 | | | | | | | | |
| | | | 保育所維持補修事業費 | 保育所維持補修事業費 | | | | | | | | |
| | | | 臨時保育士等賃金 | 臨時保育士等賃金 | | | | | | | | |
| | | | 保育教材等購入事業費 | 保育教材等購入事業費 | | | | | | | | |
| 12 | 児童福祉課 | 母子家庭等支援事業費 | 母子家庭等児童就学祝金給付事業費 | 0 | 4 | (0) | (4) | (0) | (0) | 0 | 1 | |
| 13 | 市民健康部 | 医療政策課 | 不妊治療費助成事業費 | 不妊治療費助成事業費 | 0 | 3 | (0) | (3) | (0) | (0) | 1 | 1 |
| 14 | | 医療政策課 | 老人医療費助成事業費 | 老人医療費助成経費(68歳、69歳) | 1 | 4 | (0) | (4) | (0) | (0) | 0 | 0 |
| 15 | 市民協働部 | 生涯学習課 | 文化行政推進事業費 | 文化振興財団補助金 | 0 | 5 | (0) | (0) | (5) | (0) | 0 | 0 |
| | | | | 文化推進事業補助金 | | | | | | | | |
| 16 | | 市民活動推進課 | ボランティアセンター運営事業費 | ボランティアセンター運営事業費 | 0 | 4 | (0) | (0) | (0) | (4) | 1 | 0 |
| 17 | 男女共同参画課 | あつぎパートナーセンターフェスティバル事業費 | あつぎパートナーセンターフェスティバル事業費 | 0 | 3 | (0) | (2) | (0) | (1) | 1 | 1 | |
| 18 | 安心安全部 | 交通安全課 | 自転車等対策事業費 | 自転車等対策事業経費 | 0 | 5 | (0) | (5) | (0) | (0) | 0 | 0 |
| | | | | 自転車等駐車場維持管理事業費 | | | | | | | | |
| 19 | 環境部 | 環境総務課 | 里山マルチライブプラン事業費 | 里山マルチライブプラン事業費 | 2 | 3 | (0) | (2) | (0) | (1) | 0 | 0 |
| 20 | | 生活環境課 | 衛生プラント維持管理事業費 | 衛生プラント維持管理事業費 | 0 | 3 | (0) | (3) | (0) | (0) | 2 | 0 |
| | | | 衛生プラント維持補修事業費 | 衛生プラント維持補修事業費 | | | | | | | | |
| 21 | 産業振興部 | 農業政策課 | 園芸振興対策事業費 | 花き消費拡大推進事業交付金 | 0 | 5 | (0) | (1) | (3) | (1) | 0 | 0 |
| | | | | 野菜振興対策事業補助金 | | | | | | | | |
| 22 | | 農業政策課 | (仮称)七沢ふるさと食文化村事業費 | (仮称)七沢ふるさと食文化村事業費 | 5 | | (0) | (0) | (0) | (0) | 0 | 0 |
| 23 | 産業政策課 | 中小企業技術力向上促進事業費 | ISO認証取得促進事業補助金 | 2 | 3 | (0) | (3) | (0) | (0) | 0 | 0 | |
| 24 | 道路部 | 道路維持課 | 道路維持補修事業費 | 道路維持補修事業費 (道路補修事務所関係業務) | 0 | 5 | (0) | (5) | (0) | (0) | 0 | 0 |
| 25 | 都市整備部 | 都市整備総務課 | 駐車場案内システム事業費 | 駐車場案内システム維持管理事業費 | 3 | 2 | (0) | (1) | (1) | (0) | 0 | 0 |
| 26 | | 地域再生課 | 健康づくり村推進事業費 | 健康づくり村推進事業費 | 2 | 2 | (0) | (0) | (0) | (2) | 0 | 1 |
| | | 健康づくり大学開催事業補助金 | | | | | | | | | | |
| 27 | 教育総務部 | 教育施設課 | 保護者負担軽減事業費(小学校) | 小学校保護者負担軽減事業費 | 0 | 3 | (0) | (1) | (1) | (1) | 2 | 0 |
| | | | 保護者負担軽減事業費(中学校) | 中学校保護者負担軽減事業費 | | | | | | | | |
| 28 | 地域学習課 | 地域子ども教室推進事業費 | 地域子ども教室運営事業交付金 | 0 | 5 | (0) | (5) | (0) | (0) | 0 | 0 | |
| 29 | 教育推進部 | スポーツ施設課 | 学校体育施設開放事業費 | 学校水泳プール開放費 | 0 | 5 | (0) | (4) | (1) | (0) | 0 | 0 |
| 30 | | 中央図書館 | 中央図書館運営事業費 | 中央図書館運営事業費 | 0 | 3 | (0) | (3) | (0) | (0) | 2 | 0 |

外部評価委員会における主な意見

1 成果指標の設定

- ・対象事業の成果指標は、全体的にアウトプットが多く、目的に沿ったアウトカムの指標の設置が必要である。
- ・本当に市民サービスにつながるものは何かを考え、市民の満足度を考慮した指標を設定する必要がある。

2 市民ニーズの把握

- ・市民ニーズの十分な把握と効果の検証を実施する必要がある。

3 目的と手段の整合

- ・目的が総花的になっている事業があり、重点思考で目的を設定する必要がある。
- ・目的と手段の整合が図られていない傾向がある。

4 必要性の検討

- ・事業の目的や参加者数を考えると必要性について検討を要する事業がある。

5 受益者負担等

- ・少子高齢社会を踏まえ、受益者負担の原則から利用者負担の導入や所得制限の設定を検討すべき事業がある。

6 その他

- ・景気が冷え込んでくる中で、企業はコストについて真剣に考えている。市としても、もっとコスト意識を高める必要がある。
- ・継続している事業が多いが、毎年実施しているにもかかわらず、見直しが十分に行われていない。職員はスキルアップする必要があり、改善していく必要がある。
- ・まだこんなにムダがあると思う部分が多かった。廃止となったらすぐに廃止するくらいの考えでいかなければ財政は良くならないのではないかと。市民にもそのような考えを伝える必要がある。
- ・関連する事業についても把握した中で、対象事業の評価を行う必要がある。
- ・評価結果に基づき、今後の方向性について十分検討願いたい。

厚木市行政評価委員会設置規程

(設置)

第1条 行政評価を実効性あるものとするため厚木市行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 厚木市行政評価の実施に関すること。
- (2) 行政評価の最終評価に関すること。
- (3) 最終評価に基づく予算事務事業の取扱いに関すること。
- (4) 厚木市行政評価と予算、計画との連携に関すること。
- (5) その他行政評価の推進に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員により組織する。

- (1) 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。
- (2) 委員は、市政企画部長、総務部長、財務部長及び教育総務部長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員等の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員等以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画政策課、行政経営課及び財政課が共同して当たるものとし、行政経営課が事務局を代表するものとする。

- 2 委員会の事務局は、委員会が行う最終評価に必要なとりまとめを行う。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

平成 20 年度 行政評価結果報告書
(平成 19 年度事務事業評価結果)

平成 21 年 3 月 発 行

発 行 厚 木 市

編 集 厚木市市政企画部行政経営課
厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号

電 話 (046)225-2160(直通)

F A X (046)225-3732